

平成27年第1回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

平成27年3月10日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|-------|-----------|
| No. 1 | 15番 | 佐藤富男君 | (P17～P37) |
| No. 2 | 5番 | 金田裕二君 | (P38～P49) |
| No. 3 | 12番 | 上田秀人君 | (P50～P70) |

・出席議員（17名）

1番 佐藤厚潮君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	相川博君	参事兼 放射能対 策課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	参事兼 健康推進課長	皆川博三君
参事兼 商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	参事兼 企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	参事兼 学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局局長	近藤伸男君
代表監査委員	居川孝男君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	主幹兼 次長兼 議事係長 兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） それでは、本日の日程に入ります。本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、議会運営確認事項で答弁も含め、1人につき約90分以内を原則とします。

それでは、通告第1、15番佐藤富男君の一般質問を許します。15番佐藤富男君。

◇15番 佐藤富男君

1. 西郷村財政計画について
2. 西郷村福祉政策について
3. 西郷村振興計画について

○15番（佐藤富男君） おはようございます。15番ですが、佐藤富男でございます。

一般質問を行う前に、まず一言申し上げたいと思いますが、私は本定例会の開会日であります3月2日に西郷村議会内の会派届けをいたしました。会派名は「村民与党の会」であります。会派会員は私一人です。一人会派、村民与党の会であります。議会議員の皆様、西郷村役場職員の皆様、そして村民の皆様方にはよろしくお願いを申し上げます。

さて、平成27年度予算案が示されましたが、私はこの予算案を目にしましたときに、最初に考えさせられてしまったのは、厳しい財政状況と、その政治的な予算編成ではなかったのかということであります。

ちまたのうわさによりますと、各課から要求された予算が16円も超過していたということ、（不規則発言あり）16億円も超過していたということ、そしてまた一律で既存の補助金などがカットされたということ、そしてまた新規事業はほとんどが認めていただけなかったというような情報であります。

そこで、村長にお伺いいたしますが、平成27年度の予算編成に向かってどのような村づくりのお考え方で予算を編成されたのか、大筋で結構でございますので、まずご答弁をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 15番佐藤議員の一般質問にお答えします。

どのような村づくりのための予算編成をという概略ということでございます。冒頭、今回提案の理由で申し上げましたとおり、引き続きこの除染をやると。除染は194億88万9,000円ということでございます。もう既に3年目に入りましたが、多額の除染費を使うと、大体6割ぐらいまでは終わってきたということでございますが、依然として目に見えないものとどう格闘するかということになりますと、こ

の除染を進める、それも今年はめどをつけたい、こういう意気込みで除染対策費を計上したわけでございます。

そのほかにつきましては、今年はいろいろアベノミクスの三本の矢とか、あるいは消費税を上げない。なぜか、景気を冷え込ませたら大変だと。こういう理由で、いろいろ国のほうでも問題を抱えております。

同時にこの地方交付税、いかなる結果になるのか、10億兆7,000億円ということがどう結果として出てくるのかということを見ております。地方自治体の対応はやはりこの収入面においては、地方交付税になりますので、この部分が1番。2番目は特定財源。どのように組み合わせをして納めると開く、こういった行政をどう進めていくのかということの中において、一般会計が83億円というふうになったわけでございます。

やはり、この一つは震災の復興、除染。これによって、まずこの放射能の脅威を払拭する。2番目は到来している少子高齢化といった問題にどう対応して、そして次の世代、人材育成にどう力を振り向けていくのかといった大きな流れの中において、今後の財政運営をどのようにしていくかということを考えて、当初の予算を組んだわけでありませう。

一つは、やはりこの入るをはかって出るを制すということになりますので、やっぱり歳入がどのように展望として開けていくのか、あるいはそうではないのか。歳出においては、この義務的経費、それをどのように抑え込んでいくのか。そして、その余剰金を一般財源の裏負担として開く部分にどう回していくのかということに様相を経た結果でございますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の再質問を許します。

○15番（佐藤富男君） 今、村長のほうから震災復興、除染関係、少子高齢化ということとということですが、今の村長のお話の予算がどこにどう組まれているのか、ちょっと見えてきておりません。

これは、私の思い込みかもしれませんが、今回の予算内容には村長の与党と言われる議員などの関係する予算は据え置かれて、野党と称する議員の関係する予算は削減されたのではないかと疑うような予算を感じました。特に私が関係する文化活動関係の予算をきめ細かに削減されましたが、お名前を出して申しわけないですが、野球連盟、秋山議員とか矢吹議員などが関係する体育協会関係の予算は全く削られず、前年どおり予算編成されているということでございます。

それで、気になったのが、実は去る2月12日付の佐藤まさひろ後援会オフィシャルブログにありました記事の内容であります。去る2月7日に農協セレモニープラザで行われました佐藤まさひろ後援会、その新春の集いがある、その中において後援会の役員なのか、もしくはご来賓なのかわかりませんが、次のようなご発言があったとこのオフィシャルブログで言われております。

その内容は、「村長も村職員も大変な苦勞をしている。村長に力を存分に發揮してもらうために与党議員を増やして、安定した村政運営をさせてやってほしい」という

記事の内容であります。与党議員が少ないから村長も職員も大変苦労しているんだと、村長与党議員以外の議員が村長や職員の行政運営を妨げているというような内容であります。与党議員以外は西郷村政の足かせだと言われていたようで残念に思っております。

この記事からすると、私は村長の与党議員ではありませんから、村長と職員に大変な苦労をさせている議員の一人だということになります。しかし、この二元代表制の村議会議員選挙で選ばれた議員の一人として考えることは、このような与党とか野党とかという低い次元で佐藤正博村長が西郷村の行政運営をされているとしたら、とても看過することはこれではできません。そして、ブログによると、この新春の集いの中で、「今日のようによい人のところにはよい人がたくさん集まってきました」というコメントがあると。ということは、その村長の後援会の集いの広場に集まらなかった議員や村民はよい人ではなかったというふうにもとれるわけであります。

また、ある村民から聞いたのですが、そこには西郷村議会議長の鈴木宏始議長も出席しておられ、演壇からこんな挨拶をされたそうです。ブログで言われるような佐藤村長さんに対して、「私がここまで指導して今の佐藤村長をつくったのです」という鈴木宏始議長がご挨拶されたというふうに私は聞いております。私はこのことを初めて知ったわけですが、このコメントが真実でないなら発言を取り消しますが、鈴木議長におかれましてはその際には正確に何と言われたのか、その場合はお話をいただきたいと思っております。

今までのお話を総合すると、西郷村議会議長も村長与党議員ということになってしまふのでしょうか。私は地方の市町村の議会には与党とか野党とかという議会の構成は国会と違って必要ないと思っております。まして、東北の小さな田舎の村の西郷村議会に村長の与党議員だとか、村長の野党議員だとかというそういうミクロの発想などは百害あって一利なしであります。

結局、このような発想は西郷村民の間にも波及し、村長を支える議員が与党議員なら、この与党議員を支える村民は村長の村民与党である。そして、村長を支えない議員を支える村民は村長の野党村民である。これは村長与党村民と村長野党村民を西郷村内につくり、村民を差別化してしまうという大変な事態を生んでしまうわけであります。もっとも、今の西郷村にそのような心配を疑問視するような雰囲気がないことでもあります。私は感じております。

では、佐藤まさひろ後援会オフィシャルブログで言われるように、西郷村議会に村長与党議員が必要で、それが本当に西郷村民にとって必要なことなのかということでもあります。問題はそこです。村民にとってそれが福祉につながる、村民の幸せにつながるのであればそれはそれでいいでしょう。しかし、中央大学の准教授の高橋亮平氏のお話を申し上げてみたいと思っております。

全国の首長提出議案の議決対応について、「議会によって修正されて可決した場合はわずか0.4%しかなく、首長議案をそのまま98.8%も原案のまま可決している。しかし、首長提案の中でよいものはそのまま原案可決ですればいいが、全くその

まま可決しているようでは、議会のチェック機能とはどういうものか考えさせられる」というふうに申しております。

我が西郷村議会のここ4年間の状況は、全国の地方議会と比べて果たしてどのようなものだったのでしょうか。平成23年8月の村議会議員の選挙以来、村長提案に対しまして修正や議員発議の条例の提出、特別委員会の設置など、多様にわたる村民福祉のための活発な議論や活動がなされたと私は思っております。そしてその根源となったのが、村長与党と言われる議員が西郷村議会史上初めて過半数を割ってしまったという状況になったからだと私は思っております。

佐藤まさひろ後援会オフィシャルブログでは、それが結果として悪いことだと、悪い議会だと言っております。本当にそれが悪いということであれば、中央大学准教授の高橋亮平氏のお話とは全く矛盾してしまうわけであります。

私は、村長与党議員とは思っておりませんが、29歳で西郷村議会議員に初当選以来、野党議員だという認識もずっと持っておりません。ただ、村長与党議員や一部の村民、そしてマスコミが勝手に決めつけて言われているだけのことでありまして、私は思っております。そのようなことから、私はあえて今議会から村民与党の会という名称で会派を立ち上げたわけであります。村長与党との差別化を図って、しかしながら、村長野党でもない村民与党の会の議員として発言し判断してまいりたいと考えたわけでありまして。

そして、来る西郷村議会選挙では、西郷村議会の中に村長与党というはっきりとした議員を増やすことが村民福祉の向上に本当につながるのか、または村民与党の議員を増やすことが村民福祉の向上に必要なのかを問うてみたいとも思っております。

誤解を招くと困りますので、あえて前もって申し上げますが、これからお話しすることは八汐会とは関係ありませんので、ご承知おきを願いたいと思います。

例えば、西郷村の議員を村長与党議員だからとか、野党議員だからとかという目線で村議会議員を決めていいのかどうかです。そんなことで、住民にかわって議会のチェック機関としての議員の責任を果たせるのかどうか、単なる村長を支える数合わせだけの議員で、あとは村長任せの無責任な議員でいいのかということでもあります。私は平成23年の村議会議員選挙で議席をいただき、村長や村民の皆様から野党議員だと言われておりますが、私は今任期中に行った議員としての議会活動内容を幾つかかいつまんで申し上げたいと思います。

私は平成23年8月改選時期の次の議会9月定例議会から、まず最初に行ったのが東京電力の原発事故による西郷村民の皆様への損害賠償を進めるという観点から、西郷村民の損害賠償の審査会条例を提案し、そしてまた可決させていただきました。しかし、残念ながら村長はこの西郷村民の損害賠償条例をまだ施行しておりません。私が思うにその村長の不作為のために、西郷村民が失った利益は途方もなく大きいものと今でも思っております。

また、西郷村内のご家庭の敷地や通学路などで、原発事故による非常に高い放射線量が計測された場所、いわゆるホットスポットを除染し、子どもたちや村民を守るべ

きだという、ホットスポット除染に関する条例も提案し可決されました。しかし、これもまた実施されておりません。

その後、放射能に汚染された西郷村内に住む子どもたちの甲状腺をはじめとした、子どもたちの健康を将来にわたって見守っていくために必要な子ども診療所誘致条例も提案し、これは全会一致で議会で可決されましたが、これも残念ながらいまだ施行されておりません。

いわゆる、それらの重要な条例は全て佐藤正博村長に握り潰されているという状況にあると私は考えております。その握り潰す理由は、佐藤村長の偏った思い込みの政治姿勢の佐藤議員は与党ではない、野党の議員だから何も要らないという姿勢か、または放射能被ばくを楽観的に見過ごしているからではないでしょうか。

このように、一方的に野党と言われている私ですが、条例の制定とは別に西郷村議会内に放射能対策特別委員会を設置し、委員長として昼夜この2年間パソコンに向かって関係者と連絡を取り合いながら、一所懸命、村民との対話集会の開催や、国や福島県に対して西郷村の子どもたちを守っていくという要望活動、そして抗議活動を同志議員とともに数多く実施してまいりました。

また、子どもたちの将来の安心のために、平成23年の村議会議員選挙の改選間際の文教厚生常任委員会で問題になった、陳情書、子どもたちのホール・ボディー・カウンターやガラスバジによる線量検査を実施すべきであるという問題であります。これを村議選でも私は声を大きくして村民に訴えてまいりました。そして、当選後すぐにこのガラスバジによる子どもたちの安心を議会で訴え、推進してまいりました。幸いにこの検査は実現され、今でも継続して行われております。当時の文教厚生常任委員会での議論の結果が出たと私は思っております。

原発の風評被害から西郷村の子どもたちを将来にわたって守ることになる、データベースを集積するための子ども手帳を提案し、文教厚生常任委員会の皆さんとともに検討して、無事に子どもたちの保護者の皆様に子ども手帳を配布することもできました。

また、私は県内でもいち早く屋内遊び場の必要性を村長に提案し、福島県議会議員を通じ予算獲得の仲介役もさせていただいて、また、職員の皆様のご努力もあって、西郷村に立派な屋内遊び場がどこよりも早く完成できました。西郷村ばかりか、近隣市町村の子どもたちの精神的な面や、体の健康に大きく貢献しております。

また、放射線はDNAに傷を付けるために、遺伝的な影響が出ると言われております。放射能被ばくによる子どもたちのDNAを守るとともに、精神的なストレスをなくし、心身ともにリフレッシュするための新潟県佐渡市や香川県などへのリフレッシュ事業も私たちが提案し、そして村長提案の予算を大きく増額修正して実施されました。そして、昨年と一昨年の2年にわたって、関係者の献身的なご協力のもとに、たくさん子どもたちがリフレッシュ事業を経験でき大喜びでした。これは教育長にも最初の団長として頑張っていたいただいたと心から今でも感謝しております。このリフレッシュ事業は平成27年度予算において、国や県などから西郷村の取り組みが大きく

評価されるとともに、その実績が認められ西郷村に普通交付税とは別に2,000万円の震災復興交付税として交付されることになりました。今年のリフレッシュ事業は全額交付金で賄われ実施されることになりました。

また、評価は分かれますが、議会ライブ中継も私たちの提案で可決しました。実現しました。

このように、村長のお考えになる野党という私議員でも、決して自分の利益のために議会活動をしているのではないのです。逆に、もし村長の与党議員が今議会、与党議員が過半数を超えていたら、今まで私が申し上げてきた3つの条例制定やたくさん
の事業が本当にできたのかは疑問であります。もし西郷村議会が村長のしもべのような与党議員ばかりになったら、村民から負託されたチェック機関としての議員の責任は果たせないし、村長執行部を出し抜いて、議員発議の条例案など提案できるわけがありません。村長与党ではなく、村民福祉の向上には誰が正しいのではなくて、何が正しいのかというの基本理念によって考え判断する村民の与党議員こそが正常な議会運営をできると信じています。

そのようなことから、村長与党を増やすなどという、私から見れば邪道な議会構成を否定していくために、あえて私は村民与党の会という会派を立ち上げたわけであり
ます。この会派は今のところ私一人の会派です。西郷村議会に八汐会8名、共産党会派2名、そして村民与党の会1名の3会派が結成されました。将来において村民与党の会の会派の会員が過半数を超えることこそ、私は正常な議会運営が保障され、村民福祉につながると信じております。

いろいろ申し上げましたが、私の足かけ36年に及ぶ議員生活を根底から覆された佐藤まさひろ後援会オフィシャルブログの内容でしたので、私の基本政治姿勢を申し上げます。

村長に申し上げますが、また与党、村民の方々にもお話ししたいと思います。今、ここにコップがあります。これはコップです。このコップをここから見れば水を飲むコップです。こちらから見れば円形だけですね。裏から見れば、これは全く何に使うかわからないような、同じコップであっても物の見方によっては変わっていくと。議員も見方によっては変わってくるんです。別に100%村長を批判しているわけではない。私は、村長がもし村長ではなくて一般村民なら私は善良な村民だと思います。私は否定しません。しかし、西郷村1万9,000人、2万人の人口の長として、政治家としてここに君臨している、政権を担っている、その政権を担っている責任感が私は足りないと思うし、その政治政策、行政政策が私は村民に夢を与えていない、村民も村長が何をやろうとしているのかわからないというのが私は実態だと思うんです。だから、私はあえて村長という立場というならば、私はそのように申し上げているわけでございます。ですから、私自身もそんなに下からばかり見ないで上からも脇からも見てもらえれば決して私も悪い人間ではないんです。

また、そのようなことから言いますと、白河地方、村長もそうですが、よく観光の目玉として戊辰戦争を例に挙げて、あと戊辰戦争を観光の売りにしていますね。しか

しこの戊申戦争、長州藩と薩摩、そしてまた会津藩、江戸幕府、戦争ですね。長州から見て会津は憎き天敵なんですよね。悪いんです。全部会津藩が悪いんです。しかし会津藩から見れば長州藩こそ江戸幕府を倒幕して、要するに大政奉還をさせた悪なんですよね。だから、見方によっては悪にもなるし、善にもなる、私はそのように思います。しかし、結果として明治維新をつくったのは、やはり今テレビでもやっていますけれども、吉田松陰をはじめとして、また坂本龍馬、たくさんの志士がおります。しかし、坂本龍馬にしろ吉田松陰にしろあの当時の江戸幕府政権からすれば憎き、いわゆる悪なんです。平和な安定した政権を潰そうとする敵なんです。坂本龍馬も。

ですから、時代も変わって、また政権がかわれば、やはりその敵も味方も敵になったり味方になったりする。それはおのおの言い分がある。だから、私はせめて西郷村議会というこの小さな村の中で、村長は野党とか与党とかいう次元ではなくて、誰が言ったではなくて、その内容がよければ村長が実施をする、真摯に村民の声として受け止めてやるという姿勢が私は必要だという、そのことを訴えたいんです。

西郷村は、おおむね菊地國雄村政から佐藤正博村政に引き継いで、もう25年の長期にわたる政権が続いております。本来であれば、やはりアメリカ合衆国ではないですけれども、やはり政権はかえなければならない。できれば3期、12年でまた新しい政権ができて、そして検証して新しい西郷村政になっていく、そういうことが私は一つのよどみをなくし、そして活力を生む一つの要因だと思うんです。それがもう30年近く同じ政権で来てしまったために、こうした大きな問題が蓄積されて、私は申しわけないですけれども村長、村長は江戸最後の将軍徳川慶喜、早く大政奉還してほしいと私は思っております。

そういうことで、私も村民与党の会の基本理念であります、誰が正しいのではなく、何が正しいかという姿勢で西郷村が運営される日を夢見ております。今回の議員定数削減の問題についても、私は白岩委員長の言われるお考え、また八汐会の言われるいわゆるその村民の声、80%の方が議員定数削減すべきだと、そういうお話があったと、私は真摯にその声を受け止めて、私の個人の考えではなくて、いわゆる住民の声を尊重して、議員定数削減に賛同して副委員長まで受けてやりました。これは与党、野党関係ないんです。そのような姿勢はこれからも変わりません。

そういう中で、村長にお伺いしますけれども、再度お伺いします。今回厳しい財政の中で、何を優先して、何を先送りをしてきたのか、村長のお考え方をお示し願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほど述べられたのは質問ではないのでしょうか。（不規則発言あり）よその話で聞いたんですけれども、一つは与党、野党というお話をされましたが、私はそうは思っておりません。後援会のお話が出ましたが、私はその選挙で選ばれてきているわけです。議員も同じですよ。要するに目的は同じです。地方自治の振興という意味でやってきているわけです。ですから、そこでこの相手どうこうというのは我々から言うべきことではなくて、結局は選挙をする人だろうというふうに

思っています。

それで、この後援会とかいろいろありますが、やっぱりこのいい地方、地域、村をつくろうとする場合はやはり誰を立てて、そしてこの行政を執行するのかということになるわけであります。そうしますと、やはり村民一人一人との見方というのは厳しいと思います。誰が何を言っているのか、どういう形になっているのか、その結果として議会がどうなっているのか、予算はどうなっているのか、あるいはということになってくると思います。結局、ここで決まっているわけですから。それは十分、新聞、あるいは情報を見て村民各位が判断しているということであります。ですから、そういう意味で言うと、この後援会とか与党、野党とか私は言ったことがありません。ただ、後援会をつくる人、村民各位はいろんな見方をしています。十人十色ですから、あなたの言うとおりの。

そういう意味で言うと、この衆目のどこにあるのか、那邊にポイントがあるのかということを引きつりと説明して、それを行っていくということ以外には、（聴き取り不能）以外の意見をまとめるというすべは、我々にはないわけであります。村民の負託をどのように実行していくのかという一点にして、これはこの行政ということはやっていかなければならない。それが負託された責任だというふうに思っておりますので、私自身は、今言われたということは、もちろん後援会の中でいろんなご意見、ご挨拶ありました。言われたとおりの。今言われたような話を申された人もいるはずですが、それは我々が言っているのではない。やっぱり選ぶほうの人がそのように概観しているということだろうというふうに思います。

私はそういうことを言っていないので、政治姿勢としても、これまでどおり村民の負託を、どのように仕事で実行していくのかと、その結果をいかに高らしめていくのかということ一点でやりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

さて、どのように重点に置いたのかというお話であります。今のこの行政報告ありますね。これが西郷村の財政状況だと。今、実はこれを読んでいるわけですが、こういう観点でお述べになったというふうに思いますが、やはり今後の地方経済はどのようなになっていくのか、非常に私は心配をしております。

一つ、国家の財政赤字であります。1,000兆円を超えたと言っている。地方財政、地方交付税特別会計50兆円を超えている。それでこの財源対策債の発行になったと。そういうことが今後、西郷村政においてどういった結果をもたらしていくのか。一つは、アベノミクスの効果。今日は新聞に出ていましたですね。経産大臣、福島県に企業誘致を強めるという表明をされたやに書いてあります。やはり福島県の今の疲弊した状況、あるいは日本全体のトレンド、世界の動き、ギリシャの動き、いろいろある中において、日本経済がどうなっていくのか、今年から地方交付税の減資。これまで所得税の32%等がありましたが、これが37%ぐらいにアップされていきます。なぜか。地方経済が上がらなければ……（不規則発言あり）そうですよ。予算編成の一番大事なところですよ。予算編成の一番大事なところは、入るをはかって出るを制す、入るをどうはかっていくかにかかるわけです。これからは。

家計も同じですよ。家計も経済が回るかどうかは、消費が拡大するか大事にポイントを置きましょうと言ったときに、家計が緩まなければ消費が拡大しない。

よって、この消費が拡大しなければ、経済が好転しない。では、どのように好転させていくのか、あるいは家庭経済をどう導いていくのかといった場合は経済の好転とこれから今後もやっていく日本技術立国、人材育成、世界に冠たるこのリードする産業を興していくということにポイントを置かなければうまくいかないわけでありませう。

よって、この収入については一番難しい観点に入っているというふうに思います。財政担当の財務省もやはり将来については厳しい見方を持っております。一つは交付税が維持できるかどうかというポイントになります。

よって、その観点からいきますと、今度は特定財源、税収があります。税収をどう上げていくのか、これもアベノミクスの結果がまだ好転してはいないというふうに思いますので、期待はしつつもやはり厳しく見ざるを得ない。

よって、義務的経費、人件費、公債費、扶助費、これをどう考えていくかであります。この3つのうち、人件費と公債費については支出が出ております。そしてこの扶助費、これは上がっていくことは必定であります。少子高齢化の進展によって、あるいは合計特殊出生率を上げていく状況には何をやるべきかというふうになります。この辺がひとつ消費税をどう見ていくかであります。消費税1%2兆7千億、5%上げるかどうか、今回これにかかっていた、しかし上げることができない。景気を冷やすから。ということになりますと、これがということで、その間、あるいはその上がった後どうやっていくのか、この福祉、あるいは扶助費にどう回していくのか。回したものが具体的に介護、あるいは年金、これらに反映できるかどうか、こういった家計の問題を好転させる、させていくというまでの間に、村としてどういったことができるのかということを考えて予算編成をしたわけでありませう。

よって、厳しく入るといったことと、先ほど納めると開くの部分において、開く部分、あるいはその他において、少し厳しい部分があるかもしれません。ただ、これは全体の状況をよく見る、来し方と行く末を見てこれでいいのかどうか、当然いろんな団体と協議をしながらどういうふうにしていくべきなのかということも考えつつ、あるいは協議をしつつ、そして予算をやっていく。そして予算の編成は、当初予算、あるいは補正が3回ある。こういったこの中において、きめ細やかな予算編成と実施をしていく、こういうスタンスで予算編成に当たったわけでありませう。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 全く私の聞いている答弁になっていないし、まず本当に村長がどこまでこの質問の趣旨を理解して、そして的確に答える意思がないのかなと思うほどでございます。

国家財政については、これはもう西郷村の議員さん全員がおおむねもう理解しております。そういう中で西郷村としてどうなのかということを知ったわけで、西郷村に絞ってお話を聞いたかったんです。今回の村長の所信表明があります。この中にはたくさんきれいなこととか、やりたいことが書いてありますが、高齢者の福祉の充

実とか、それから家庭、学校、地域社会の連携による教育力の向上。それから公民館活動の充実と伝統文化の保存育成、企業誘致の促進と雇用の場の確保、医療分野などの先端研究施設の誘致なんかありますね。

そうすると、例えばこの中で公民館活動の充実と伝統文化の保存ということなんです。平成26年度の予算と27年度予算で比べてみますと、この公民館活動の中にあります、いいですか、野球連盟とか体協については、予算は全然変わっていません。しかし、大石議員が団長やっていますスポーツ少年団についても11万円ほど予算が昨年と比べて減額されているんです。

私は文化協会の副会長やっていますが、文化協会の予算についてはとにかくきめ細かいですね。文化祭実行委員会補助金40万円から30万円に10万円削減されました。あと、西郷村青少年健全育成村民会議補助金、これも27万円から20万円に7万円削減。PTA連絡協議会補助金、これも12万円から5万円に削減。文化協会補助金、これが45万円から42万5,000円に2万5,000円削減。婦人会連絡協議会補助金、これが30万円から1割カットで27万円。総合美術展補助金、40万円から10万円カットされて30万円。西郷村新生活運動推進協議会補助金、30万円から27万円削減されて3万円。それから地区集会施設補助金、これが30万円から10万円削減されて20万円。体育協会補助金、400万円は変わらずですね。それから福島県駅伝大会補助金が200万円変わらず。村民登山大会補助金、30万円変わらず。西の郷ロードレース大会補助金300万円変わらず。これで400万円、300万円は全く変わらないで、30万円、40万円から本当に大きなカットをしているんですね。これが本当に村長は何をを考えて予算編成しているのかなと。公民館活動を活発化するという所信表明が入っていて、なおかつ、こういう予算削減しているというのは私は納得できないし、矛盾を感じて、どうも理解できません。

そういう中で、例えば、村長は今から5年前に3期目の村長選挙に当選しました。そのときにこのように述べております。村長はバイオマス構想や地域新エネルギービジョンを打ち出している。そしてこれを将来的に地域資源の新たな利活用により農業観光などの面で新たな雇用スペースが期待できるといって、やりますよと言っているんですよ。5年間たって今これどうなっていますか。お聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 新しいエネルギーをやっているというのは、国の動き、あるいは地球温暖化、それから3・11の原発事故によって原子力のエネルギーは大変だということで、別のエネルギーをつかもうではないではないかというのは、国家、あるいは世界の動きであります。

バイオマス、いろいろありますね。私は日本生物工学会の皆様と連携をして、そしてこの肥料化、あるいはその実証実験等をやっております。それで、この地力増進とかあるいはバイオマスは生物由来でありますので、新たな発電とか、いろいろありましたが、やはりこの放射能が出てくる、燃やせばこのバグフィルターを通過するおそれがある。なかなか今は容易ではありません。近くの町村でも言われましたが、反対

運動があつてなかなかできない部分もあります。しかしながら、バイオマスはやはり一番このサイクルにとってよいのではないか。ソーラーであれば夜は発電できない、あるいは水力であればこの……（不規則発言あり）いや、だからそれをやっていると言っているでしょ。今、今、やっている。バイオマスというのは…（不規則発言あり）だから、肥料化の実験とか、そういうことをやって起業にいくのか、あるいは実際使えるということをいろいろ見ているわけです。ただバイオマスの今の発電はなかなか容易ではないということではありますが、やはり木が40年でサイクルする、あるいは間伐材をどう使う。いろんなものについては、この熱源としてペレットとかどうするかといったこともやっぱり必要であるというふうに思っております。

ただ、具体的にそれが起業化するかどうかについては、まだ至っていないという状況であります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 恐らく、これを聞いている議会議員、そして村民の皆さん、そしてまたインターネットで聞いている皆さん方は、村長が何を言っているか私は理解できないと思います。私は5年前にこういうバイオマス環境を進めていくと言ったと、では、これをどのように担当課を決めて、誰に指示をして、どのような調査をして、現在どうなっているかということを、きちんと進めているのであれば、それをきちんとここで発表していかなければならない。

この間、東のきつねうち温泉、バイオマス利用しての温泉をやったとやってやっていますが。結局、それがいい悪いは別として、そういうことを実際に西郷村としてどのような形で進めてきたのかということを私は聞いているわけですね。それが、今の答弁ですから、それ以上やってもしょうがない。

また、同じようなことで、同じような答弁になるかもしれないのですが、例えば、所信表明の中にありますし、また、以前から村長が言われております、まきば保育園前の研究用施設を誘致するという話ですね。今回も所信表明の中に医療分野などの先端研究施設の誘致とうたっています。これ実際、どういうことで、どのような状況に現在進んでおるのかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） あなたの、佐藤議員のチラシにも書いてありますね。この屋内運動場とか書いてあります。そっちは研究所です。書いてありますね。あの部分はこの1番家畜改良センターの敷地であります。このやはり福島県は新エネルギーと、それから医工連携の力を入れようというふうに決めております。その中において、この1番バイオの話がありました。このナショナルライブストックブリーディングセンターがありますので、そういった技術、あるいはこのいろんな医療分野の企業等があります。これが福島県の中において、あるいは当地方において、そして西郷において、どのような収束を見ていくのか、最初からこれは頭にあるわけであります。

ただ、まだ名前を申し上げたり、ここでどうこうするということには至っておりません。うまくいけば、発表できればうれしいわけではありますが、しかし私は最初か

らこの日本のトップの試験研究機関N L B C、そしてこの周辺の理科学系の企業があつて、さらに今この会社、いろいろ見てもそういった分野が日本の先端企業になっているということもわかっております。そういったものとの連携がどう組んでいくのかということ念頭に置いて、いろいろやっているわけでありませう。

この物事をつくり上げる、あるいは本社機能移転という今朝の経産大臣の話からしても、やっぱりこのロケーションとすれば西郷村は非常にいい場所にあるという思いを強めている状況にありますので、いろいろ努力してぜひ発表できるようなことができればいいと思つている次第でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） とにかく、何を質問しても答弁がかみ合っていないというか、はぐらかしているのか、進んでいないからそれをうまく逃げているとしか私には思えません。それで、よく村長が議会でいろいろなことを言いますね。バイオマスがどうだのこうだの、国がどうだと。これはネイティブアメリカンのことわざにあるんですよ。知識というのは、いわゆる過去の産物だと。知恵は未来をもたらすと。要するに知識は大事だけれども、知識を利用して、そこからどのような未来をつくるかというのが大事だということなんです。

村長は過去の産物は語るけれども、未来を語っていないんです。例えば、企業誘致の問題。これも入っています、後ろ面の中に。企業誘致の促進と可能な場の確保、何回、何年言っているかわからない。過去、村長4期、約13年、今なりましたけれども、村長が独自で頑張つて、引っ張つてきた企業というのは私はないと思つます。

なぜないかと。受け入れる場所がなければ、どこも来ないですよ。みんなそれぞれ企業を誘致するときには、受け入れ態勢をつけてちゃんと道路をつくり、用地を造成し、水を引っ張り、排水もつけて、さあ来てくださいとやらないと、企業なんて来るわけじゃないですよ。その作業を全くやっていないで、ただかけ声だけこの12年間、企業誘致の促進と雇用の場の確保とやってきたんではないですか。そして、残念なことに矢吹議員も村長与党、失礼ですけど、村長に協力的な議員でしょう。その方が企業誘致やるのかやらないのかと言つているんでしょう、こんな漫画な話はないでしょう。私が言うならまだしも。

商工観光課長にお伺いしますが、企業誘致をするために今年、平成27年度予算の中に果たしてどのような政策的な予算を組んだのかお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

企業誘致のための予算としましては、旅費について35万2,000円を取つております。また、企業誘致につきましては村の工場用地がないものですから、民間の今空き工場用地となっている分についてを、県とか国とかとそちらのほうへ出しながら、企業誘致を進めているところでありますけれども、なかなか難しいところがあります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今のお話が西郷村の企業誘致の実態です。これは私が言ったのではなくて、正直な、そうですね。35万円の予算を持って、旅費を持って企業誘致をするということですね、西郷村は。工場用地の設計委託料もないし、用地買収費もないし、何もない。35万円の旅費だけです。これが西郷村の実態です。これは、私からよく言わなくても、聞かれた議員さんも、村民の皆さんも、村のその企業誘致にかける思いは理解できたと思います。

そして、いわゆる私が前から申し上げていますが、経常収支比率が99.8%って、全くそれも総務省からご指導を受けなくてはならなくなってきてしまったという状況。そうしたら村長はこの問題を解決するのに、分母を大きくするという話をしましたね。もちろんそうです。分母を大きくするというのは何ですかということです。もちろん、その企業誘致だけではないけれども、企業誘致も大きな要素ですよ。村長、その分母を大きくするために、どのような今お考えしていますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 分母を大きくするために、何をするかということですね。もちろん分母というのは経常一般財源を大きくすることです。経常一般財源の部分でやっぱり税収が一番大きいということですよ。

先ほど、企業誘致一つもない。ありますよ。パーツ精工さんも来ている。何か新聞とか選挙のときも、何もしないとか何かで書いてありまして、あのときに私もちよっとおかしいと思ったもので、調べてみたの。やっぱり500人以上の企業の雇用が生まれている。どこで調べて書いたのかなという気がしましたので……（不規則発言あり）いや、今出たから言ったの。（不規則発言あり）一社もないと言ったから、今お答えしたの。（不規則発言あり）だから記憶違い。結局、今の状況わかりますよね。昨日、橋のときにもいろいろ出て、今余計なお金は使いたくない。（不規則発言あり）それは失礼しました。余計な支出を使わないというのが鉄則なんですよ。先ほど、旅費だけで企業誘致、どこに道路つくって、用地買収して企業団地つくります。今、はやらないです。そんなこと。今はやっぱり、あるところをどう使うかです。西郷村はいっぱいあるんですよ。それをどう使ってもらおうかということに力点を置いたほうが早いわけです。それを無駄にしない、あるいは早くということになりますので。

今朝、テレビでやっていました。浜通りで野菜団地をつくりましたと、国費を入れて。しかし、いっぱいつくったけれども売れなかったと、それでやめるしかない、これは被災地域です。結局、今のこの経済状況とそれから需用、それとサプライの問題から考えてなかなかこれをつかんで絶対売れてもうかるというのはなかなか大変です。企業も。そうしますと、企業自体もやっぱり注意深く、どれだけの需用があって、どれだけの投資をするか、どれだけの人を抱えてそして利益を出していけるか、将来展望はどうするかということを常に考えている。この話です。私がしているのは。

そうしますと、やっぱり今の企業の経営、CEOの方々というのは今のことを十分に念頭に置いてやっていますので、そう簡単にはぱぱっとどうするということにはいきません。

しかし、この西郷村の今の強さというのは、まず一つ、マザー工場があったり、この前、日本経済新聞に出ましたね。この10年間で力をつけた自治体、全国で6番目です、それから次の指標では偏差値で7番になっている。2回出ている。結局、人がこの企業をつくったり、あるいは産業を興していきます。産業を興す、人が来る、もちろん用地とかいろんなことは大事だと思いますが、最終的には一つですね。人材をやっぱり育成してそれを支えるすばらしい人材、若いうちから活躍できる人材をつくっていくということに一番力点を置くというふうに経営者は言っております。

したがって、現在ある部分と、それから拡張、あるいは拡大、あるいは連携、そういったものの中において、新たな産業が出てくると私はそう思っております。先ほど言っている研究所、あるいは医療といったものも、そういった兆しはないとも限らない。福島県もやっているし、そういうことをうまくやっていくとするならば、それを受け入れる、まず西郷村の村民としての考え、それからウエルカムの姿勢、そういうこともあるわけです。そうしますと、やはり条件、地理的にもありえる状況もいいところはありますので、それをPRしながら、どのように連携していくのか、あるいは拡大していくのか、あるいは今度の企業立地補助金、いっぱい西郷村ももらいましたね。そういった方々の結果によって、今、クレーンがあったり、今オリンパスができつつある。ああいう姿が出てくるわけです。そういったことからすると、やはりお金がいっぱいあって、旅費をもっと大きくして、あるいはどこかに造成をしてということもいいわけですが、ないわけではないですが、しかし今のところはそれをどう組み合わせ、どう構築していくかということの情報と組み合わせをしていくという段階でありますので、一生懸命やっているわけです。

○議長（鈴木宏始君） 15番休憩。（不規則発言あり）一言。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 12年間やってきて、去年パーツ精工ですか。1社企業誘致したということ威張られましたけれども、13年間でパーツ精工、これも本当に村長が汗を流して、現場に、会社に赴いて、来てくれ来てくれと言って呼ばれたのかどうか私はわかりませんが、13年間で1社呼んだということで今お話しされました。

そして、結局、分母を大きくするため何をするかというと、村長のお話を聞くと、そのこういった新たな財源を求めるとはなくて、上の、要するに分子、これをどんどん削減して、人件費とか、それからこういった補助金を3万円、5万円削って行って、上の分子を低くして行って、経常収支を上げるという考え方みたいに私はとりました。これは全く企業もそうなんですけれども、会社が経営が厳しくなると、まず社員の首切りをやるんですね。経費節減するんです。これは負の連鎖になるんです。そのときに会社の経営者の力量が問われるんです。

今回、村長がやられているのはそういったいわゆる首切り、経費節減。だから、私は分母を増やすことが必要だと思います。それには、企業誘致ばかりではなくて、いわゆる農業政策の農地の高度利用化とかさまざまな問題があります。そして固定資産

税だって農家の場合、昨日も話ありましたけれども、平米幾らでしたか、30円ですか、固定資産評価額が農地は幾らですか。昨日のお話でもありましたよね。田んぼで90円、平米単価ですよ。固定資産評価額。畑で30円、平米で。山林で13円だというんですよ。これが宅地化になれば平米7,200円ですよ。だからどんどん未利用地の農地、これも早く転用できるようにして、山もどんどん開発していけば、道路を一本つくれば固定資産税は上がってくるんですよ。平米当り30円とか13円ではなくて。こういったこともやっぱり知恵として、分母を減らすことではないですか。休憩します。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時02分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の一般質問を許します。15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、一般質問の1番目の平成27年度の当初予算と財政計画についてということで、また続行して質疑をしたいと思います。

ここで、ちょっと総務課長にお伺いをしたいと思います。平成26年の、去年の3月の村長選挙が終わった直後の3月定例議会で真船正晃議員が提案されまして、佐藤正博村長の給与を1年前にさかのぼって増額する条例案を提出され可決されました。そして、その後それに従って、村長には1年前にさかのぼって総額で686万円が追加支給されたと思います。

総務課長、この増額分の給与の財源はどこから賄ってきたのでしょうか。お伺いをいたします。また、この財源の議会の議決というのはなされたのでしょうか。そして、また村長にいつこの増額分を支払われたのかお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

村長給与の財源ということでございますが、財源は予備費を充てました。支払い期日は（不規則発言あり）申しわけございません。ちょっと確認しないと（不規則発言あり）4月から5月には支払われたかと思っております。それから、申しわけございません、あと（不規則発言あり）予備費に関しましては、予備費充当ということで議決はしていないはずですが。ただ、予備費自体は予算書の中で議決をいただいております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） また、総務課長にお聞きします。

もし、今議会、平成27年3月定例議会で議員提案によって議員の給与を1年前にさかのぼって30%を増額するという条例案が可決された場合、その条例可決にのって支給されますか。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 議決ということであれば、支給されることになります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そういったことが村民に理解されると思いますか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

村民の気持ちというのは、いろいろあるでしょうけれども、私自身が今ここでいろいろな方の気持ちを答えるべき立場にはないかと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 時間がなくなったので、いいですよ。もうわかりましたから。時間がなくなったので、また次は福祉政策についてに入りたいと思います。

私も議会報告、何度か今年に入ってしているんですが、その中で、村民からお電話がありました。その中にひとり暮らし、高齢者だけの世帯の高齢者にとっては、誰かと話をしたり、たまにはみんなとカラオケでもしたいし、みんなが集まって楽しめる施設がほしいという声が聞かれました。

このような要望について、今のところ具体的な施策はないと思うんですが、福祉担当で結構です。これは民生委員の方も、結構こういったお年寄り、ひとり暮らしに対しては、高齢者の身守りネットワークなどを通じてやっていらっしゃると思いますから、福祉課長、こういう問題についてどのような形で対処したらよろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） 15番佐藤議員のご質問にお答えします。

ただいまのご質問で、高齢者のひとり暮らし、たまにはお話ししたい、カラオケもしたいということなんですが、福祉課の担当部局で民生委員のほうを担当しております。民生委員はご承知のように厚労大臣の委嘱に基づいて任命されて、担当地区、西郷村でいきますと、大体行政区単位で1人か2人くらいで地区割を担当しまして、各地域を回ってまして、要援護者ということで、高齢者はもちろん障害者、あとはひとり暮らしの母子家庭とか子育て（不規則発言あり）例えばご質問でやはり民生委員さんをフル活用というふうな形が一番最善ではないかなと考えています。

民生委員さんが、ひとり暮らしの高齢者、あとは高齢者のみの世帯の要援護者ということで現在巡回しているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局、そういった高齢者がたくさんおられます。そして、また中には毎月一回は来てほしいんだと、見てほしいし、相談したいという方がおります。ぜひ、そういったものに対して、この身守りネットワークをより充実させて、頑張っていたきたいなと思います。

それで、ついでなんですが、この民生委員の問題について、実は去年の村長選挙が終わった後に、複数の村民から私宛てにちょっとお話がありました。民生委員の方が村長後援会の入会申込書を100枚以上持ってきたという話なんですね。本来であれば民生委員というのは選挙運動とか、そういう政治的な運動はできないというふうな

なっていると思うのですが、担当課長、これはどうですか、そういった村長後援会の入会申込書を集めてくるということはいいいんでしょうか。ただ私は現物を見ていませんし、確認していませんから、事実ということは私は言えません。恐らくうそだと思います。しかし万が一これが本当だとした場合には、これは違反になるのでしょうか。民生委員として。

○議長（鈴木宏始君） これ選挙管理委員会事務局の答弁ではないですか。

○15番（佐藤富男君） これは民生委員の担当で、民生委員法にも入っています。これは担当課長はわかるはずですね。それから、民生委員の推薦委員会の手引にもこれ入っているからわかるはずです。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

民生委員は立場上、特別職の公務員というふうな位置づけでございます。公務員ですと地位、職権を利用した選挙運動は禁止というふうな規定がございます。民生委員法の16条に、職務上の地位を政党または政治目的のために利用してはならないというふうなことで、その職務上の地位をというふうなことを利用ということが定義されておりまして、その16条の第2項でそれらに違反した民生委員は解職させられるというふうな文言が規定されております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 西郷村ではそのようなことはないと思います。ただ、民生委員は児童委員も兼ねているんですね。そうしますと、この民生委員が村議会議員選挙、村長選挙で活発に動くと、これは非常に、ある意味、いつもそうなっている方からすると選挙に協力しなきゃならないのかなという、ある意味の間違った偏った方向になると思います。

例えば、村会議員がいわゆる民生委員になることはどうなんだということなんです。これは現職の県議会議員を民生委員、児童委員として選任することは、議員としての活動と民生委員、児童委員としての活動を区分し得ない場合が生じやすいため適当でないということで民生委員推薦委員会の手引にあるんですね。

ここで、お伺いしたいんですが、西郷村議会の議長の奥様は民生委員ですね。そうすると鈴木議長がこれは民生委員になれないとしても、奥さまが表裏一体というか夫婦でいるわけですから、もしも議長の選挙のときに告示後、告示前にももしもそういったものを持って歩いたと、そうした場合にはこれは民生委員の活動として捉えるのか、それは一個人の奥さまとして捉えるのかということの区分があると思うんですね。これは恐らく将来的にまた必ず問題になると思うんです。今年は選挙がありますから。そういう場合に、その民生委員としての位置づけ、議会議員と奥様は本当に表裏一体ですから、これについてどのように民生委員の担当課長としては捉えられますか。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

先ほども民生委員法で、その16条関係なんですけど、地位とか職権を利用して特定の選挙者に誘導とか、あるいは強制ではないんですが、そういうふうなことについては、現に法律で制限されていますが、それらの地位を行使したか行使しないかというふうなシビアな問題になってくると思いますので、ただ単に表裏一体の議員、奥様というふうなだけでは判断できないというふうに理解しております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 法律的に云々という形で、私はここで断言もできないし、福祉課長もこれがいい悪いは言えないと思うんです。ただ、客観的に見て、村民から見て、それが果たしてどうなのかという疑問が持たれることがいけないですね。そうすると、きちんとその辺はやはり担当課長としても、村としても、民生委員に対して特にそういった場合はそれなりの法令をやはりお話をして、くれぐれもお世話になっている方はもちろんですけども、地域住民からそういう誤解を招かないように、やはり周知徹底するべきだと私は思います。そのように要望をしておきたいと思います。

福祉施策もまだまだいっぱいあるんですけども、時間の関係で申しわけないですが、次にいかせていただきます。課長、ありがとうございます。結構です。

時間の関係で、本当に申しわけないですね。それで最後の一般質問の3つ目になります。

西郷村振興計画。西郷村土地利用計画と関連する法律に対する村長の姿勢ということになっておりますが、実は先ほど言った企業誘致の問題も含めてなんですけど、いわゆる西郷村の農業、これはもうはっきり言って一般の農業者、1町歩とか2町歩次元の農家ですと、もう農家で食べていくとか、農家を運営していく後継者問題も含めてやっていくということは私は本当に難しいと思います。そういうことで、今農地の集約化ということで、大規模農家がどんどん大きくなってきて、本当に小規模農家は淘汰されて、小売商店がなくなって、スーパーに統一されるように、変わってきていると思います。

しかし、この大型の農家のほうに土地を貸したとしても本当に1反歩幾らということで、わずかな収入しか得られません。これは農家の方にとっても大変問題だと思います。

しかし、例えば1町歩の農家だから、本当にこれは農家として成り立たないとか、本当に農家には土地が少な過ぎるよというかもしれないけれども、また見方を変えて、これ1町歩というと3,000坪なんですよね。3,000坪の宅地をもし持っていたと、そうすると大きな資産家であり、大地主なんです。農地であれば本当にどうしようもないけれども、宅地として考えれば大変な資産家です。そういう発想の転換によって、やはり私は西郷村の土地利用をどんどん変えていくべきだと思います。図っていくべきだと思います。そして、土地化された近隣の農地については、積極的にこれは都市計画上の用途地域指定をして、そして農地を農家が自由に利用できる、農家をやりたい人は農家でもいいですが、それをまたアパート経営したり、例えば売却して自分の子どもたちの生活資金とか家をつくる資金に充てたいというならば、これは

自由にできるようにしてあげること大事だと思うんです。そのための足かせになっているのが、いわゆる農業振興地域の地域指定ですね。

この地域指定も今や西郷村においては、やはり存続すべきところとなくすべきだというものがはっきりしていると思いますよね。そういうことで、建設課長にこれから用途地域指定を見直してほしいんですが、現在まで、今まで、例えば過去10年間さかのぼっていいですけども、都市計画の用途地域の見直しというのは実際にやられたことがあるのかどうか、まずお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 15番佐藤富男議員のご質問にお答えします。

用途の見直しでございますが、平成18年度に日本伸管の部分を住居系から工業系に変更してございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そうなんですね。これがもしできなかつたら、日本伸管さんは会社を拡大できなかったんです。日本伸管というのは世界的な会社なんですよ。だから、私はそれは正解だと思うんです。それを法律がこうだから、都市計画の見直しをしないのではなくて、やったことが私は正解だと思いますよ。そのように積極的に西郷村内の農地、またその未利用遊休土地ですか。農家の方々とお話し合いをして、もっとももっとこうしたいという農家があれば積極的にその都市計画法上の用途地域に組み入れていくべきだと思うんですね。それを10年間の間、たった1か所しかやっていないというのはおかしいと思うし、できれば3年間に1回ずつでも、都市計画法の用途地域見直しをしていかなければならないと思うんです。

今後、その農振地域の除外も含めて、用途地域の地域指定、これに取り組む意思があるかどうか村長のほうからお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 農振等、土地利用を見直すかどうかという話ですが、そう簡単にはいきません。なぜかという、やはり国土保全とか土地5法がありますね。森林法、都市計画法、農振地域、おのおののやっぱり振興計画があるわけです。

用途地域とこの都市計画法ですが、都市計画法はやっぱり都市計画区域、あるいは用途地域の設定は都市計画事業を推進する前提としてこの決定をしている。そのエリア、あるいは施設について必要と認めるといった場合はこの国土交通省から予算が流れると、こういう形になっている。現在、どういう都市計画上の動きがあるかという、コンパクトシティというふうになっています。これはご存じのとおり東京でも多摩ニュータウンが今大問題ですね。かつては最高の人口、老若男女のバランスがよかった、今や高齢化して、建物の老朽化をどうするかという話です。今後とも人口問題がどう推移するかによって一つは都市計画の問題が出てくる。

それから、農地につきましては、農地は食料自給が一番の問題でありますので、このために土地改良法があって、区画整理・圃場整備をして、そして効率化を上げてい

くということと食料の自給率をどこに、どれだけの地力を持って確保していくかということが、今度は食料問題等の問題が出てきます。もちろん、それ以外は今度は森林法がかぶってくる、いろんな問題があって、やっぱりこういったこの土地のバランス、これは国土保全と産業振興と、あるいは国民の生活環境の進化といったものをどう考えるかという接点で動いていきますので、おのおのの法律がどう調整していくということにつきましては、やはり人口、あるいは産業の動向と合わせていく必要があると、これが前提になってくるわけであります。

ご提言は巷間、いろいろそういった議論も出ておりますが、やはり事は慎重に、そして将来を見て計画的にやっていく必要があるというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そういった回答が来ると想定はいたしておりました。結局、今国が地域創生という話がありますが、その地域創生するためには今の村長のような固定観念、先例を打ち破らなければできないんですよ。（不規則発言あり）だから、簡単にできない、しかし農業振興地域の法律、それから都市計画法の法律、これ村長が定めるとなっているんですよ。村長ができるんですよ。村長が定めるんですよ。村長が村づくりはこうします。村の土地利用計画をこうしますということを、きちんと決めれば、それに沿って県との交渉でできるんですよ。こんなことが。やる気になれば。やる気があるかないかだけなんです。問題は。

今、食料問題云々言いましたけれども、食料問題云々と言って、西郷村内の農家の方々がどのような状況にいるのか、農家を守れますか、その状況で。そういった政策で。わずかな、例えば300万円や500万円借金して、農家が、土地はあるけれども払えない、そして農地を農地のまま、3条申請で例えば売り渡したと、1反歩30万円、20万円の話ですよ。それがもしも高度利用が図られてくれば、農家の方々が例えば1町歩の中のわずか1反歩だけ処分すれば借金は返せるかもしれないんです。そういうものをつくってあげることも、やはり私は行政の力だと思います。

そして、鈴木平作元村長が、正直言って、当時信越半導体、三菱ガス、要するに坂ノ影工業団地から、大平工業団地、梶山工業団地、上野原工業団地をつくって、30数社企業を誘致した。その方が農振地域の問題についてやったことがあるんですよ。村長。あなたがまだ市役所にいるんですよ。あの当時、高久助役もいました。東亜農公園の土地、台上の土地です。あれを開発したい、あれをもっともっと村のために有効利用したいということだったんです。そのときに、高久助役と鈴木村長がやったことは、農振地域の除外から始まったんです。それが実際できたんですよ。たくさん除外しました。私自身も正直言って、大分前ですけども、そういえば課長が産業課長のところですね、村の農業振興地域見直しのたまたま委員長だった。そのときに今の米小学校の手前、熊本工務店の近辺、本当はあの辺で農振地区除外しなかったんです。だめだと。米小学校まで全部除外しろと。そして長坂地区の高速道路から向こう、今市役所行っているフカヤさんのお父さんなんかも大分頑張っていましたけれ

ども、それで私も言われて、そうやって地域の要望に応じて外してあげましたよ。あのときに。

私でさえできるんですよ。たった議員の委員長で。村長がきちんとしたビジョンを持って村づくりを考えて、この地域はこうする、ここはこうするということでやれば、国も県も動かせるんです。動かせなかったら、村長、玄葉光一郎と仲がいいのだからやってもらったらいいではないですか。それが政治力ですよ。そうでしょう。できないことをやるのが、政治力ですよ。そして、真摯に我々議員の声、村民の声、職員の声聞くべきなんです。野党だから、与党だからではなくて、聞くべきなんですよ。

今まで、私もいろいろ一般質問やってきましたけれども、実際に残念なのは、今、村長と議員、村長と職員、本当に村のために一致団結して車の両輪となって互いに意見を出し合って、また出し合える環境にあるのか、それを村長が真摯に受け止めて政策に上げてくれているのかと、これは私はないと思うんです。ないと思います。

だから、私は村長が13年間やってきて、企業誘致が先ほどパーツ精工云々言いましたけれども、ある議員に聞いたら村長なんか全然関係していませんよと言っていました。そうすればゼロですよ。企業誘致ゼロ。それもやはり村長一人ではできないんです。

だから、議員も、職員も、村民もみんなにお願いをして、それぞれの持ち場がありますから、また知識もノウハウもありますから、そういった方々にお願いをして、やっていかなければこの西郷村のこういった窮地はやっぱり突破できないと思うし、村民の福祉につながらない。ましてやこれからどんどん高齢化の中で、福祉施設の問題、介護の問題、子どもたちの子育ての問題、このためには大変なお金がかかるんです。だから、分母を増やすために分子を削るのではなくて、分母を増やすことをしなくてはだめだと思います。

そのためには、職員も、議員も、村長も一緒になって笑顔のある村づくりでやはりやっていけるような、真摯な気持ちになっていただきたいと心からお願いをいして私の一般質問を終わります。答弁は結構です。

○議長（鈴木宏始君） 議運長、ちょっとお願いします。

15番佐藤富男君の一般質問は終わりました。

次に、通告第2、5番金田裕二君の一般質問を許します。5番金田裕二君。

◇5番 金田裕二君

1. 空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴う当村の空き家現況と対策計画及び条例整備について
2. 有害鳥獣の駆除対策とハンター等の養成について今、対策の強化が重要である

○5番（金田裕二君） 5番金田裕二です。通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

東日本大震災から明日で丸4年を迎えます。今も放射能からの風評や不安が払拭されない現実、除染作業が一日も早く終了することを願うものであります。

さて、それでは質問の1番目、空き家等対策の推進に関する特別措置法が昨年11月27日に成立し、先月26日より一部施行されました。これにあわせ、国交、総務両省は対策を進めるための基本方針としての、市町村が空き家かどうかの判断基準として1年間を通して人の出入りや電気、ガス、水道の使用がないことと示されました。

さて、総務省の発表によると、平成25年現在で住宅総数が6,063万戸と5年前に比べて305万戸増え、空き家数は820万戸と5年前に比べ63万戸増加し、空き家率は13.5%で過去最高であります。山梨県の17.2%が最も高く、宮城県の9.1%が最も低い数字です。福島県では11%で低いほうではありますが、宮城県とともに震災の影響が多いと推測されております。

それでは、質問に入りますが、空き家対策特措法施行に伴う当村の現況や対策などについて順を追って伺います。

特措法の背景には、適切な管理のされない空き家などは、防災、衛生、景観上も生活環境に悪影響を及ぼしており、その対応策の整備が急務だと言われております。

最初に空き家など対策特措法の概況についてお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 5番金田議員の一般質問にお答えいたします。

昨今、雪で秋田の人の住んでいない家屋が道路上に、あるいは隣家に影響して、そして大雪によって潰れる。交通上、あるいはいろいろな問題を惹起しているという問題があって、それからいろんなこの議員立法のお話があったりして、ということでここに至ったことは承知しております。

おただしのとおり、適切に管理が行われていない空き家をどのように行政として対応すべきなのか、あるいは地域住民がどのように対応していくのかということを念頭に置いたこの法律ができたわけでありまして。防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑みて、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のために、対応が必要なことから、おただしのよう特別措置法が平成26年11月に成立したところでございます。

第1条でその目的、第2条関係で空き家の定義が定められておりまして、施策の概要といたしましては、第5条で国による基本方針の策定、第6条で市町村による計画

の策定等、空き家等及び空き地等の跡地利用について、第14条で特定空き家等に対する措置、第15条では国及び都道府県は財政上の措置及び税制上の措置を講ずるものと定めている内容でございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君の再質問を許します。

○5番（金田裕二君） 特措法が施行されてまだ12日しかたっておりませんので、具体的な対応はこれからだと思いますが、基本的な取り組み、姿勢についてただしたいと思います。

1番目に、当村における空き家の種類別戸数と特定空き家などの現況、西郷村の空き家率についてお伺いします。なお、2番目も関連しておりますので、空き家などの調査の方法及び立入調査についてもお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 空き家等の種類別戸数と特定空き家等の現況についてのおただしでございます。各法令が異なるため、詳細な数につきましては、把握できておりません。西郷村の空き家率につきましては、総務省統計局の平成25年住宅土地統計調査速報集計によりますと、おただしのおり、全国の空き家は820万戸で、空き家率が13.5%で増えているというわけでございます。現在は詳細な数は把握しておりませんが、統計局の5年に一度の調査で平成25年度の調査結果につきましては、今年の7月に公表される予定となっております。それ以前の平成20年度に実施されました調査によりますと、村の空き家率につきましては11.5%でございます。

それから、立入調査についてどうなのかということですが、埼玉県在所沢市で制定しております、所沢市空き家等の適正管理に関する条例の施行を機に、全国の自治体で次々に制定されてきております。特別措置法の第9条でも立入調査を行うことができる規定されておりますので、先進地の条例等を参考に検討してまいり、今後対応してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ただいまの答弁では数のほうはまだ把握はできていないようでございますので、戸数の把握が先決かなと思っておりますので、今現在、除染なども進めているわけですので、除染のデータや税務台帳なども活用して早急に調査をすべきかなというふうに思っております。

次に、順不同になりますが、防災上の関連がありますので3番の前に4番特定空き家等への指導、勧告、命令についてと、5番の行政代執行による空き家等の解体等の執行についてをお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 指導監督についてのおただしでございます。特定空き家に対してでございますが、特定空き家とは特別措置法第2条で、このまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るため設置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいうものでございます。調査方法、

指導監督等につきまして、先ほど申しましたいろいろな状況を勘案しながら、この対応の仕方については検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

それから、さらに行政代執行についてのおたがしでございます。行政代執行による解体ということになりますと、基本的には財産権から建物の所有者が行わなければならないことになっておりますが、老朽化で倒壊などの危険な空き家を解体、撤去する必要がある場合、特別措置法の第14条の9に行政代執行の定めがございます。これに従って、みずから義務者のなすべき行為をし、または第三者としてこれをさせることができると思いますが、行政代執行については抑止力という効果もありますが、撤去費用のリスクも伴うため慎重に対応する必要があると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

5番金田裕二君の質問を許します。5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 昼前に続きまして、空き家等対策の推進に関する特別措置法の件について、引き続きお伺いいたします。

私の集落にも、10戸近くの空き家がいろいろな理由でもって存在いたしますが、大風が吹くたびにいろんな心配があります。

さて、先ほど3番目の件を飛ばしましたので戻りまして、空き家に対する固定資産税の取り扱いについてお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今回制定されました法律による固定資産税等に関する考え方がございますが、空き家の徐却や適正管理を促進するため、法律の規定に基づき、村長が当該空き家の所有者等に対し、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、当該空き家等に係る敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外することができるとしております。

住宅用地に対する課税の特例、いわゆる6分の1、3分の1のことを言っているわけですが、住宅に居住しなくなったり、管理が適正に行われなかったりしている場合でも、住宅が存在している間は住宅用地の特例を適用してはいますが、この住宅用地の特例の対象から外すということができると、要するに税金が高くなるということでございます。

この規定を適用した場合でございますが、住宅用地の適用を除外して住宅課税としても、空き家の除却後の課税金額が変わらないために、除却に対する費用が負担増となるため、除却が進まないといったことも考えられますし、また、空き家となってい

る住宅は、非課税の場合もあつたりいたします。いろいろ、この税だけでは、なかなか大変な部分があるだろうというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5 番金田裕二君。

○5 番（金田裕二君） ただいまのお話ですと、特定空き家などが、解体しなければ敷地の固定資産税が減免特例除外で6倍に戻ってしまうと、解体しても同じだということでありまして、なかなか対応が難しいような感じがいたします。

次に、6番目の空き家等の原因と対策計画の策定についてお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 原因と対策の計画策定でございますが、申されましたように、さまざまな原因があると思います。限界集落ありましたですね、息子が帰ってこない、このままでは、ということで医療も大変だと、町に言った場合に誰が管理してくれるのか、なかなか後釜が見つからない、そういったこともあつたりということも、少子高齢化の波、具体的にそういったところのこともございます。

対策であります、先ほどの法律の趣旨、あるいは西郷村にとってもっと活用ができないかとか、転用とか、あるいは賃貸借とか、あるいは移転、売買。いろんなことの利用もあると思います。要は、適正な管理がなされないと、原因となった防災上の問題とか、そういったことを来さないというふうに今することが目的でありますので、そうしますと、そういった観点からのことをいろいろ考えながら、計画を策定しなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 5 番金田裕二君。

○5 番（金田裕二君） 空き家の利用などについてもこれから期待されるわけなんです、7番目の有効活用について、どんなふうな政策をお持ちかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 空き家の有効活用につきましては、人口減少で悩む地方の自治体を中心に、早くから進められております。テレビ等で紹介されております。

まずは、自治体が空き家の登録を募り、ウェブ上で物件情報を公開あるいはその仲介の労をとる、いわゆる空き家バンクであります。

四国でしたっけ、空き家を地域全部で使い方を決める、コーディネーターがいる、そしてこの世界的なコンピューター会社といいますか、そういったネットワークをつくる、あるいはそれに働く人が若い者だけで維持するといったこともあつたりいたします。

今後そういった場合には、やはり国土交通省、あるいはその他関係する農林水産省とかですね、ストックの調査、あるいはコーディネート、あるいは空き家バンクの構築、あるいはあっせん、そういったことがございますので、やはり朽ち果てて土に戻るのか、あるいはそれ以前に手を加えてそして利活用するかと、二分化してくると思いますので、いち早くそういったことに対して利活用できれば、あるいは人を呼び込む、そういった手段にもなればということが、非常に有効ではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 5 番金田裕二君。

○5 番（金田裕二君） 各種団体等が、空き家バンクを構想でいろいろあるとふうな話がありましたけれども、私も、白河市のふるさと回帰支援センターというのがあるんですが、その中に、田舎暮らしコンシェルジュというふうな役職がありまして、その担当も一部させていただいております。

都会の方が二地域居住で、西郷村に週末だけでも来て暮らしたい、そういった方々に移住になるような形でもって西郷村に住めるように、そして、その空き家なんか活用できればいいのかなというふうに思っておりますし、そちらの白河市のふるさと回帰支援センター、そちらのほうでも空き家の情報を集めてあっせんなどもしております。新規就農をしたいという、そういった方にも利用できるのかなというふうに思っております。

次に、8 番目の空き家対策実施についてですが、入居者等がリフォームなどに対する補助金等の助成制度について、あればお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 計画はこれから策定して、その必要に応じて、議員おっしゃるような村単独の助成が必要ではないかといった場合も出てくるのではないかとというふうに思っております。

1 つは、解体の方向にいくか、あるいは利用していくかといった方向の二方向でありますので、双方を見ながら、この空き家対策等については、いろいろ今ご指摘のラクラス白河回帰支援センターがありますので、いろんな利活用の部分も考えながら計画策定と、今の補助体系等につきましても検討してまいります。

○議長（鈴木宏始君） 5 番金田裕二君。

○5 番（金田裕二君） なかなか難しい問題が続いております。

全国で、既に401の自治体が空き家条例を制定していると聞いております。当村でも、空き家の管理条例とかの制定や村民の相談窓口の設置についてどのようなお考えかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 法律の冒頭にあるような状況を現出するとするならば、やはり保安上の問題とか、いろいろ出てくる可能性があります。11%という部分があって、身近に感じられている方もいると思いますので、一番は所有権という問題があって、みずからの所有物をどう管理していくかということを中心とした派生の問題になりますので、その辺の状況を頭に置きながら、ほかの先進の事例は、その仲介の労あるいは一番うまくいっている、テレビでこの前いろいろやっていましたが、移住してくる人がコーディネーターになる、要するに、仲介の労はほかから来た人で、みずから体験を語る、それが一番いいといった報道もあったわけでございます。

もちろん、そればかりではうまくいきませんので、いろんな関係省庁多岐にわたりますので、それをコーディネートする、あるいは情報あるいは地の利、地域性の問題もよく情報を得まして、うまく運用できるようにやっていきたいというふうに思っております。

おります。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） これからの課題が山積するようでございますけれども、当村でも川谷地区や羽太地区では人口減少や少子化が著しくなっております、空き家を活用した新規の就農だの移住だの促進するにも、方法として、一つの案として、例えば隣の下郷町さんでは、クラインガルテンという貸し別荘のような施設が、もう数年前からつくられておまして、現在30棟ぐらいだったのでしょうか、年間40万円お支払いすると最大5年間住めるというようなことがあります、田舎暮らしが慣れたところで、うん、気に入ったからここに住もうという方にも、そんな空き家が活用できたり、新たに新規就農したいという方にも、そういった活用ができればなというふうにも思ったりもしております。将来のこういった定住促進に向けての、村長、最後に何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この空き家の有効活用ですね。せっかく先祖あるいは自分が、親が建てて、そしていろんな状況からして住めなくなる状況が出てくるといった場合は、まず親戚とか、あるいは友人とかに声がかかりますが、そうでもない場合は、誰かがコーディネートしなければならぬというふうに思っております。

今後、やっぱり東京一極集中が容易ではない、逆に言うと、高齢者はだんだん人生土に近くなるといいますか、やはり生物学的に花をめるとか、あるいは野菜をつくるとか、花鳥風月をとんとするといったことを考えた場合は、言われたように二地域居住とか、あるいは古民家の再生とか、浜美枝さんが家をつくりましたですね、古民家2軒分集めて立派な住宅であります。ああいったライフスタイルが、より年を重ねた人においてはまことに望ましいといったことがあります。

ただ、若い人がといった場合は、やっぱり子どもの教育とか医療とか、具体的な仕事の問題もあるし、なかなか事情が出てくると思います。そうしますと、今のそういった状況がうまく連結といいますか、できれば言われたように、可能性が出てくるんじゃないかというふうに思います。

いち早く、情報とそれから再生の仕方ですね、あるいは地域的なバックアップ、それで地域の活力が取り戻せたりということもありますし、あるいは農家として、かつて友人にいました。埼玉から来て有機農業をやりたい、地元の方の住宅をお借りしてやっていたりしましたが、しかしなかなか帰農には結びつかないという事情があって、意欲満々でありましたが、非常にもったいない人材であったという人もかつていたわけであります。

うまく応援できたり、あるいは今の土地利用も、住宅のみならず土地利用についてもそういった農地の流動化といいますか、賃貸がうまくいたりして、そして新たな技術を持った農業者の定着といったものについてもやはり望みはあるというふうに思っておりますので、住宅のみならず古民家ですね、土地付きあるいは本当に昔ながらの在来工法等の住まいとか、いいところいっぱいありますので、そういった部分との

関係をより深く調節できるような機能も持っていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 空き家等に対する対策の施策が、早く実現することをお願いいたしまして、次に、質問の2番目に移ります。

以前にも質問させていただきました、有害鳥獣類の駆除対策について10点ほどお伺いいたします。

1番目に、以前にもう聞きましたけれども、有害鳥獣の昨年度の捕獲実績についてまずお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 有害鳥獣の捕獲実績についておたがいでございます。

平成26年度における、現在までの実績でございますが、有害捕獲、狩猟捕獲ともに増加しておりまして、熊4頭、カラス25羽、カワウ11羽、カルガモ5羽、ハクビシン2頭、イノシシ179頭となっているところでございます。

平成25年度の有害鳥獣捕獲、狩猟捕獲の実績が熊2頭、カラス34羽、カワウ9羽、カルガモ20羽、ハクビシン2頭、イノシシ51頭でございます。

イノシシが増えているというところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 平成25年度に比べて、イノシシが数倍に、3倍か4倍にかなり増えているということでございますけれども、2番目に個体数の推移についてちょっとお伺いしたいんですが、西郷村で実際どのくらい生息しているのかというのを、多分数えていないと思うんで、よくわからないと思うんですけれども、そういった推移について、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘のとおり、何頭いるかはわかりません。ただ、お話のとおり、イノシシの成熟が早くて、多産でありますので、これが増加の原因であって、かつ狩猟とかそういった部分が今なかなか容易ではない、かつ放射能関係でイノシシの肉は食べることはできませんね。そういったことがあったりして、生息数が増加しているのではないかというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） なかなかイノシシは増えているけれども、実際に、イノシシ以外のものにもいろいろ増えている傾向がありまして、特に猿や鹿が最近多く見かけられるようになっております。そういったものの動向、一部には猿、鹿、多分日光連山、向こうのほうから来ているんじゃないかという推測がありますけれども、かなり増えてきておるのも実態ですので、その辺についてちょっとお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 鹿と猿の動向でございますが、目撃情報が非常に多くなっております。山林のみならず、道路にも出てくるといった情報もございますので、全体的に増加傾向にあるのではないかというふうに思っております。

また、捕獲頭数の急増しているイノシシにつきましては、福島県イノシシ保護管理計画では、平成20年度の県内生息数は、少なくとも2万7,000頭から2万8,000頭であったというふうに言われております。当時の生息数に自然増加率、捕獲実績による減少分を差し引いて推定いたしましたところ、現在の県内は4万7,000頭から4万9,000頭いるのではないかというふうに推定されているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） かなり増えてきているでしょうということでございますが、鳥獣被害が年々増えてきておりますので、今後の予測についてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 被害の予測であります。イノシシは非常に強い力を持っております。できたもの、産物を食べるのみならず、土手を崩したりということもあって、農業施設までも影響がありますので、頭数が増えた場合は、やはり何らかの措置を講じなければ、対策としては不十分ではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） このような有害鳥獣類が激増してきますと、本来の生態系にも影響があるんじゃないかなというふうに思っております。貴重な動植物がそのために減少したというような報告は私はあまり聞いていないんですけども、そういったものがもしあったとしたら、そういったものも含めて生態系の影響についてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 尾瀬の国立公園で、鹿の食害が出ましたですね。あれは、具体的に日光キスゲとかそういうものが減少している、あるいは新芽を食い荒らしてそして従来あったもの、植生が全部なくなる、結局多頭化しますと食料に寄って移動するわけありますので、そういったものが、今度は人様のつくった農作物が、具体的にターゲットになりますので、従来山のもののみならず民家、あるいは熊が水辺に入ったとか、あるいは蜂を追い回すとか、いろんなもう具体的なものが出てまいります。やはり何らかの駆除をする必要があるというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） いろんな生態系の影響も出てくるのかなというふうに思っております。

次に、どんどん増える一方の鳥獣に対して、駆除隊がなかなか減っているということも聞いております。

現在の駆除隊に対する大幅な助成の実施はできないものかというふうに思っておりますので、その辺もお答えをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 現在、有害鳥獣捕獲隊員による捕獲に対する奨励金は、有害捕獲、

狩猟捕獲の別を問わず、平成25年度よりイノシシ1頭当たり2万円を支給しているところがございます。

これまでの1万円よりは増やしたわけですが、原発事故の影響により、高い放射線量が検出され、出荷制限が続いていることから、奨励金を増額し、捕獲の拡充といったものでやってまいりましたが、現在、捕獲隊が行う有害鳥獣捕獲に対しましては、使用する実弾の購入費を全額助成及び損害賠償責任保険料の負担並びに平成26年度には、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、購入するくくりわなを免許所持者に支給することを予定しているところがございます。

平成27年度におきましては、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を要望しており、イノシシ捕獲に伴う助成の拡充を図ってまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） さまざまな助成措置があるということをお伺いしましたけれども、駆除隊の鉄砲を所持している方は、いろんな負担があつてやめられていく方も多いようでありませうけれども、駆除隊の鉄砲所持に対しての負担軽減というのには何かありましたら、その辺もお示しいただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 銃砲所持に対する負担軽減策についてでございますが、現在の鳥獣被害防止特別措置法に基づいて設置され、鳥獣被害対策実施隊への移行を目指しているところがございます。

鳥獣被害対策実施隊となった場合の優遇措置として、実施隊員のうち主として捕獲に従事することが見込まれる者は、通常、猟銃料、装薬銃で1万6,500円、わな料、網料で8,200円、銃猟、空気銃を使用する場合は5,500円の納税が生じる狩猟税が通常2分の1に軽減されることとございます。

また、平成27年度税制改正大綱においては、平成30年度までに非課税とされるなど負担軽減策が示されているところがございます。

さらには一定の要件を満たす実施隊員には、銃刀法の猟銃許可の更新申請等に際して、技能講習が免除されるなどの優遇措置が図られることとなります。

村といたしましては、関係者及び関係機関との協議を進め、早急に実施隊の移行を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ハンターの猟銃に対してのいろんな助成があるというふうにお伺いしたけれども、そのハンターが近年、お伺いしたところ平均もう65歳以上なんではないかと、70歳ぐらいの間じゃないかというふうなお話も聞きました。かなり高齢化しておりますので、こういった減少するハンターの養成対策などについてお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしのお通り、ハンターの高齢化対策でございますが、ご指摘のお通りそうした傾向が強くなっているところがございます。

県においては、若手狩猟者を確保するための対策として、猟で使用する資材購入費の一部を助成する支援拡充策を実施することが、県議会において生活環境課長より答弁されております。30歳未満の狩猟免許の新規取得者に対して、わなや服、靴などの消耗品の購入費の一部を助成、また銃猟免許の新規取得者についても教習射撃に必要な経費の助成額を増額することなどの方針が示されたところでございますので、村としても同一歩調で支援策を広報紙に掲載するなど、担い手の確保について、人材の確保に努めてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 若い農業後継者等についても、そのようなハンターになってみませんかというような誘導なんかも、あわせてお願いできればなというふうに思っております。

次に、9番目に、農家等へのイノシシ等の被害対策の補助についてお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） イノシシ等の被害対策の保全についてでございますが、村単事業として有害鳥獣被害対策補助金の交付を平成23年度より行っているところでございます。

本事業は、主に電気牧柵の購入費の一部を助成するもので、施設整備に要する経費の合計額が3万円以上である場合に、3分の1の額を助成するものでございます。補助実績といたしまして、平成23年度は、延べ9名に対して63万2,000円、平成24年度は、延べ11名に対して49万7,000円、平成25年度は、延べ9名に対して44万円、平成26年度は、延べ18名に対し98万7,000円の助成を行っているところでございます。平成27年度においては、100万円の予算を計上しているところでございます。

また、地域で組織する団体等の取り組む多面的機能支払交付金制度を活用した、電気牧柵、侵入防止柵の設置も、被害対策の有効な手段となることから、関係団体、関係者への設置に向けた提言や協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 農家への対策、電気牧柵とかそういったものの、また新たに今年度100万円の予算を計上されたということでございます。

ただいまお話で聞いた何ていうかな、多面的機能支払いというのは、従来の農地・水・環境で取り組んでいたものについての新たな措置だと思っておりますけれども、確かに何といいますか、牧柵とかそういったもの、電気の柵ばかりではなくて、要するにイノシシだのが出てくるというのは、隠れる場所があるからそこが盲点ですね、巣をつくって。

ですから、柵ばかりじゃなくて、できれば田畑の周辺、よく出入りするところですね、きれいに刈り払いをすると出てこないという例もございますので、そういったも

のにも多面的機能のほうで費用が支払われてもオーケーというふうにも聞いておりますので、その辺の線でもお願いしたいなというふうにも思っております。いろいろ組み合わせて、対策に当たってほしいなというふうにも思っております。

最後になりましたけれども、今後の鳥獣の食肉加工、現在は、放射能があつてなかなか難しいかもしれませんが、間もなく100ベクレル切れる時期がくると思っておりますので、その場合に対しての、今からレールを研究されて、イノシシ鍋でも鹿鍋でも、何かそういったいろんな活用の仕方を今から研究されたりするのも一つの方法かなと思っておりますが、そのほかにいろいろそういった活用なんかについてお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） イノシシの被害は本当に全国的で、関西も非常に厳しい状況にあると。全国国有林野所在市町村の会議があつて、東京でいろいろ話をしますが、全国的な規模になっておまして、どのように今の電気牧柵あるいは狩猟の体制をとっていくのかといったことが、イノシシですが、実は猿も非常に関西は多くて、人と間違つて撃つてしまうようなことも出ざるを得ないというほどの数だというふうに言われております。イノシシはそうしますと、人間は家畜として豚を養つて食用に使ってきましたですね。外国はジビエの習慣があつて、非常にいいのである、といった栄養分の豊富なものを、ある時期に国を挙げて食するという習慣があります。日本もというふうになりますが、しかしそこまではいかんだろうと。日本は植生とか、今は自然の生態系、摂理といったものがあつて、そのバランス上がありますので、今のところは少し放射能の関係とかなんかでちょっと手薄になっている部分もつかれているという気もいたします。

しかしながら、この繁殖力、あるいは原虫とか病原菌がないとするならば、非常に有効な食料でもあります。両面どこで妥協する点、数字ですね、数が接点できてくるかわかりませんが、被害を最小限にとどめて、あるいは捕獲した場合はそういった利用もしていく、当然のご指摘だろうと思っております。

今後とも、放射能関係、あるいは今の通常の豚とは違うといった食肉の扱い方等につきましては、関係機関とよく研究をして、より有効な手だてが講じられますように努力してまいります。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ただいま今後のいろんな方向性をお伺いしましたけれども、食肉とか毛皮の活用とか、いろんなそういったものが6次産業化につながっていけばいいなというふうに思っております。

今のところイノシシにしても、先ほどの最初の質問にもありました空き家なんかに、今空き家になっているところは、特にハクビシンが屋根裏にすみついているというのが、かなりあると伺っています。そういったハクビシンなんか食べてもあまりうまくないという話を聞いておりますけれども、そういったいろんな活用面。

それから、今のところ、山際に出没しているんですけれども、間もなくこれだけ増

えてきますと、もう平気で集落内ばかりじゃなくて、こういった家屋のいっぱいある密集地にも、イノシシでも猿でも出没するのは間もなく来ると思います。猿なんかはまだ数える程度しか見かけていませんけれども、飯坂あたりなんかは猿がかなり出て農作物が被害をこうむっているし、家の中には入ってくるは、家の中で羽釜をあけて御飯を食べているなんていう話も聞いておりますし、どうしようもない状態になってくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、早急な対策をこれからもお願いいたしまして、私の質問を終了いたします。

○議長（鈴木宏始君） 金田裕二君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ここで若干休憩します。

（午後 1 時 3 8 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 1 時 4 0 分）

○議長（鈴木宏始君） 次に、通告第 3、12 番上田秀人君の一般質問を許します。
12 番上田秀人君。

◇12番 上田秀人君

1. 高齢者福祉関連について
2. 防災行政について
3. 除染業務委託契約について

○12番（上田秀人君） 12番、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、質問の1点目といたしまして、高齢者福祉関連について伺いたいと思います。

少子高齢化社会が到来したと言われる中で、今年4月より、第6期の介護保険事業が始まるのかな、あわせて高齢者福祉計画、西郷村においては第7期の事業計画の時期に入ってくるということで理解をしております。

高齢者福祉計画において、私の記憶が間違っていなければ、平成24年度に65歳以上の方を対象に、高齢者ニーズ調査を行ったというふうに理解をしておりますけれども、まずそのニーズ調査の結果をお示ししていただきたいなというふうに考えます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 12番上田議員の一般質問にお答えいたします。

高齢者生活支援に関することで、ニーズ調査の結果についてでございますが、我が国の65歳以上の高齢者数は、団塊の世代が高齢者の仲間入りをする2025年には3,657万人となり、高齢化率は全体の30.3%に達し、超高齢化、高齢社会を迎えるところでございます。

村は、平成26年度で第6期、高齢者保健福祉計画、第5期介護保険事業計画が満了するため、次期計画を策定するに当たり、高齢者の日常生活の状態や健康に関しての現状を把握するために、日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしました。

結果の概要でございますが、家族構成は、65歳から74歳までの前期高齢者の世帯では、ひとり暮らし、高齢者のみの世帯、夫婦二人暮らしの世帯が、全体のほぼ半数を占めていました。

収入についてであります。年間の収入につきましては、100万円未満が最も多く、4人に1人程度でございました。

住まいにつきましては、浴室の浴槽等が不便であるとの回答が一番多くて21%、次に、階段の上がりおりが大変であるが約20%でありました。

次に、外出時の移動手段、65歳から74歳までが自分で運転する人が全体の3割、また、75歳以上の年齢が上がるにつれて、人に乗せてもらうが増加いたします。

なお、村の公共交通機関である路線バスを利用する人が、全体の約2%でございました。

この調査結果から、高齢者の現状と課題が見えてまいります。特にひとり暮らし、高齢者のみの世帯が増加傾向にあるため、安否確認や見守りの充実、通院や買い物などの外出支援、家事援助、住宅改修など高齢者の生活支援の必要性が認められました。以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君の再質問を許します。

○12番（上田秀人君） ただいまニーズ結果について、いろいろとお示しをしていただ

いたわけでありませけれども、今、村長の答弁の中で、高齢者がいわゆる生活援助、支援について、ニーズが、必要性が高まってきているというご答弁でございました。そこで、村としては、この調査の結果をもとに、どういう計画を進めていくのか、そのことについてお示しをしていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほど申し上げました要望等があります。

必要が強いということで、まずどういう事業をやっているのかであります、ここでご紹介をいたします。

高齢者生きがい活動の支援通所事業、65歳以上の介護保険対象外のひとり暮らしの高齢者が、デイサービス等を受ける事業、これは、延べ利用回数が115回、平成26年度実績ですね。それから、床屋さんに行く事業、利用実績23名だったと。それから、寝たきりの紙おむつ支給事業が167名、それから軽度生活援助、家事等の援助を週1回で1時間の派遣であります。1回500円かかりますが、延べ人数102回と。それから高齢者等の見守り安全ネットワーク事業で、65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯の場合で緊急通報が必要な場合ですね、ペンダント等対応して救急要請をする、あるいは火災報知機も設置するといったことがあります。これにつきましては、228世帯にやっている。それから布団等寝具の乾燥、消毒サービスが、延べ301枚と、それから高齢者の温泉利用解放事業があります。送迎バスを利用して男女200人程度と。それから老人日常生活用具給付事業であります。調理器具、消火器、こういったものを貸与するものでございます。それから、老人温泉利用助成事業、60歳以上の方ですね。それから高齢者にやさしい住まいづくり助成事業、段差解消、先ほど階段昇りおりとかいろいろありましたよね。18万円を限度として段差解消等を行う工事費は、限度額18万円で、延べ件数61件でございました。はり、灸、マッサージ等の施術料の助成金、1回1,000円について12回まで、延べ申請者数666件、それから要介護等激励金もあるわけであります。それから、高齢者の外出支援事業も行っております。登録を83人がこの外出の支援を行っているというところでございます。

いろいろな事業を行いますが、やはり外出支援や生活援助、住宅改修等もあるわけでございます。また、高齢者が疾病を抱えても、住み慣れた地域で生活できるような在宅医療等介護、介護予防生活支援、住まい災害支援などを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築をしていくということでもあります。

トータルサポートセンター、包括ケア総合窓口としてこれが必要であるということで、設置をいたしまして、高齢者世帯等を訪問して、実態の把握、相談業務など一人一人の方々に応じて、提供のあり方、あるいはサービスを進める、そういった支援を行ってまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま具体的にいろいろなことが、村で取り組みをしている内容が示されたわけでありませ。

まず、いろいろ申し上げたいところがございます。ただいまの、高齢者の方が住み慣れた地域で暮らしていくことが私はまず一番かなと思うんです。先ほど同僚議員の質問の中で、答弁の中でコンパクトシティというお話がございましたけれども、私はその考えに賛同する部分もございます。しかしながら、やはり高齢者の方は、慣れ親しんだその地区で安心して暮らせるために、村もさまざまな施策を講じるべきではないかという考えもあります。そのことに今回特化して質問を行いたいなというふうに思っております。

そういった中で、答弁の中にもあった高齢者にやさしい住まいづくり事業、これなんかに関しては、私がこの場で取り上げをして、村でも条例をつくって実際に始まった。その後も取り上げをしてきたのは、いわゆる所得制限がありますよとか、そういったことも取り上げをしてきたりしております。今回また、さらに改善されて、介護保険との併用という形で改善されてきた部分もある、そういった面で、高齢者に対する施策というような、村も若干ながら前に進んでいる、失礼な言い方になるかもしれませんが、じゃ、どこまで進めば大きく進んだと言われるのかということ、難しいところがありますけれども、そういった面で前に進んでいる部分がある。そういった中でまず伺いたいのが、先ほど答弁の中であった外出支援事業についてです。この外出支援事業についてもまだまだ新しい事業であるなというふうに理解をしております。

これはいわゆる先ほど1回目の答弁の中でありましたように、路線バスの利用が2%になっている、年齢を重ねてきた人はなかなか自分で運転することが難しいということで、いわゆる誰かの車に乗せてもらおうと、それに対してもすごく気を使うと、これは家族であってもやはり同じような意見を述べられている、そういった中で、村が事業を組んだということで、利用されている方から非常に喜びの声が寄せられています。

ただ1つだけ言わせていただければ、この要綱の中で定める第3条の中の要綱で、利用対象者、この中で、本人及び同居家族が自動車を運転できない者というふうになっているんです。これが少しひっかかる部分があるなというのが、私が今伺っているお話です。

同居されている方で、車の運転をできる方がいても、日中誰もいないときには、運転できない方が家に残っていますよね。そういったときに外出したくてもできない事情が発生してくる、この辺は、やはり改善すべきではないかというふうに考えます。

それと、この第8条の中に、利用時間及び回数についても、1人につき週1回程度というふうに規定されています。これもやはり、もう少し回数を増やしてもいいんじゃないかと、2回、3回と増やしてもいいんじゃないかという、増やしてほしいという声が寄せられています。

それと、その利用目的として病院とか買い物、そういうふうに限定をされているんですけれども、そこの部分をもう少し改善してほしいという声が寄せられています。

それに関して、村長はどのようにお考えになりますか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 介護保険をつくるに当たってのニーズ調査を見ていきますと、やはり高齢者世帯が多くて、将来の不安を切々と書いてあります。介護保険料が高過ぎるとか、いっぱいありますね。やはりどう対応していくかでありますが、1つは健康をどう保持していくか、病気の場合どうするか。切実です。

普通は元気であれば自分の足で行きます。昔の人は。しかし、それがなし得ない場合は、誰かがサポートしなければならない、そうしますと、今の部分がちょっと足かせになるといった場合は、やっぱり実情をよく見ていかなければならないだろうというふうに思っております。

ただ、やみくもに増やした場合は、今度は経常収支比率が上がるというふうになります。それで、その財源はどうしていくかというふうになります。これは、自動的に増えていきます。黙っていても。冒頭の数ですね、30.3%の高齢化率日本といった場合は自動的に増えていくことはわかっていますので、財源、消費税ですが、それ以外のものについても確保して、でもやはり元気なうちは自分でやる、どうしようもなくなった場合はやっぱり助け合い、相互扶助の仕組みを働かせる、これが機能しないとやっぱりうまくいかないと思います。

やはり今のようなものにつきましては、今後の社会像としまして、西郷村3地区、南、北、中とありますが、もうちょっと人の人生を考えながらこの拠点づくり、役場も拠点ですが、やっぱり交通体系、デマンドバス、あるいは通学路線、あるいは福島交通の定期バス、いろんなことを考えながら、今後とも進めていく必要があるだろうと思っております。

そういった中で、今のような要請、あるいは緊急対応、車両の大きさ、人数等が出てまいります。もちろんそれがうまくいけるようにという配置をどうしていくかというふうにもなっておりますので、だんだん事態は切迫して、実は団塊の世代である私もこの中に入っております。すぐに自分のものとして、どう考えていくかということの中において、今の健康の一番保持の仕方と、通院等の切迫感につきましてもよく考えて、できる限り対応していくということで進めていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 元気があれば自分で対応していただきたいというお話でしたけれども、私もそう思います。元気があれば自分の足で歩いていただいて、用足しに行っていたくなり、買い物に行っていたくなりしていただければなという考えを持っております。

しかしながら、この外出支援事業を利用されるという方は、やはりちょっと体力が落ちてしまって、自分の体力に自信がないよという方が、このシステムを利用する方だというふうに理解をするわけです。

その方がそれ以上体力を落とさないために、頑張ってくださいのための支援事業じゃないかというふうに考えるわけです。ですから、買い物とか通院とかだけではなくて、例えばお友達のところに行きたいとか、先ほど同僚議員の質問にあったように、カラ

オケに行きたいよとか、そういう目的であっても使えるシステムを構築すべきではないかというふうに私は考えます。

それと、財政の問題を村長は述べられましたけれども、いわゆる直接的な費用というのがかかりますよね。車を準備する、運転士さんを準備しなければならない、保険の関係も出てくる、そういうお金の部分と、例えばその方がずっと元気でいてくれれば、介護保険料にかかる部分というのは抑えられるわけですよね。そこの比率を計算すべきだと思います。

それと、村が一番考えなければならないのは、介護状態にならないように、村があらゆることをやってその方の人生を支援していくことが私は必要であるというふうに考えるわけです。そのことを十分に考えていただきたいなというふうに思います。

あと、4番議員がよく言われるように、デマンド交通システムという話をされます。私もこの場で、前に新多目的交通システムというお話をしたことがございます。

これは、スクールバスで子どもたちが学校に行くときに、じいちゃんばあちゃんが一緒に乗っていてもいいんじゃないかと、そういう策を講じていくことによって、経費というのは抑えられるんじゃないかというふうに考えるわけです。その路線をいろいろ考えていく、福島交通も組み入れながら、村でも独自のバスを組む、スクールバスと併用していく、そういうことを村は考えるべきじゃないかと考えますけれども、村長、いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 同感であります。

これは、前の提言にもありましたとおり、やはりこの車社会は今後とも進むであろうと。公共輸送機関をちゃんとすれば、なるべく自家用車を控えて、CO₂を出さないでということを考えていましたが、多分だめだろうと。やはり車は小さくなって、よりハンドルがなくても目的地に行くような自動車が出てくる可能性があるといった場合は、やはり今の、若いうちは大した問題はありませんが、高齢化社会が到来になってきた場合は、そういったことも動く場合に非常に有効です。

介護にならないような手当てとといいますか、これが一番のポイントです。さっきこの介護保険料に使う金、痛い思いをして金を使うんだったら、そっちのいいように使ったらい、これも前から言っていましたね。痛い思いをして注射を打って、面白なくて、飯も食えなくて、お金を取られるんだらば別のものに使ったほうがいい、これもそういう考えでいるわけであります。

では、そういったステージをどのように細かく対応していくかというふうになります。ピンピンコロリ運動は、この4期目の公約として私は考えます。今の思想をいろいろ聞いたからであります。長野の例もあったし。結局、なるべくみずからの人生をみずからの気力と体力をもって過ごす。あるときうまく別な世界に行けるといったことが自分でコントロールできれば最高であります。

では、コントロールするためにはというふうになりますと、やはり健康状態、食あるいは運動というふうにもありましたが、基本的に最終的にはそういった問題は、気

の持ちようだと言う人がいます。お医者さんです。心に風邪を引かないように、なおかつ笑いが充満した場合は、非常に人間のホルモンの状況がよくなって、そしてちょっとめいった場合も乗り越えていけるといったことがあるので、というふうになりますと、いろいろ考えてきますと、やっぱり人生イコール村の総合計画あるいは生涯学習、全く同じですよ。その中における今のご指摘であって、やはりなるべく健康でいられることが一番いい。そうしますと、公民館活動とか外に出る、あるいは交流する、あるいは助け合う、あるいは生きがいを見つける、あるいは笑う、そういったものの事業といったものが必要が出てくると思います。

ピンピンキラリ運動と、私、名前を変えようと思っておりますが、ピンピンキラリ運動がうまくいけば、本当に今の介護医療のものを抑制できて、なおかつ若者の人材育成とか、あるいは今のいろんな活動に充当できる、そういったサイクルができればいいという思いでいるところでございます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時02分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま答弁をいただいたわけですが、答弁が多岐にわたって、ちょっとわかりづらい部分がございます。

私が今言っているのは、外出支援事業について質問をしているわけですが、私の質問もちょっと端にずれたりもしておりますけれども、そこをちょっと整理して、もう一回伺いたいと思いますけれども、私はまず、村が定めている外出支援の事業についての要綱、この要綱の第3条、利用対象者ね、本人及び同居家族がという部分をもっと緩和すべきではないか、あと、第8条についても利用の時間と回数ですね、これも緩和すべきではないかということをお願いしたわけです。

この部分に対して、村長に具体的にもう一度お答え願いたいんですけども、どのように対応されるか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やり方については、仕様を定める、要するに対応ですね、今までやってきたわけです。議員からはそういったお話がありましたので、もちろん完璧に全部仕様すればいいわけですが、なかなかそうはいかない事情も出てくると思いますので、ただご意見といいますか、ご要望はよくわかりましたので、いろいろ検討させていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 言っていることはわかっていただけたということで、どこで妥

協すればいいのかなと今考えていますけれども、これは私の考えではないです。実際にこの外出支援事業を利用されている方からの複数の意見であります。では、利用されている方全員から意見を聞いているのかと言われればそうではないですけれども、実際に利用されている方が、非常に感謝しています、この外出支援事業に対しては。本当に村に対してはありがたいと。でもね、ということで一言二言言われたのが、今の言われた話なんです。これは早急に対応すべきだというふうに考えます。

あとは、先ほどの経費の問題もございましたけれども、これも以前から言っていますように、いろんな複合的な考え、スクールバスとのかみ合わせ、路線バスとのかみ合わせ、これによっても事業を整理することによって費用を抑えることもできるのもあるだろうというふうに思います。

それと、目先の金額とさきに言いましたように、介護保険料との比較をして、あとは本人がいかにか幸せに過ごせるか、その部分に一番特化すべきだと思いますけれども、そこも改めて伺います。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 趣旨は私もそう思いますので、鋭意検討してまいります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 村長がそういう答弁をされたときというのは、私は村長よりも気が短いものですから、いつまでにやるんですかということの前もここで言いましたよね。特に私よりも高齢者の方というのは気をもんでいます。年齢を重ねることによって気が急ぐというのかな、そういう部分があるので、いつになったらそれが改善されるのかということとは、やはりここでは明確に、ある程度の方角は示されたほうがいいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話の趣旨、よく検討して、なるべく早くやるということの答えでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 趣旨はわかっていたいたけれども、時期についてはまだ答弁していないということで次の質問に移っていきいたいというふうに思います。

次の質問といいますか、あとは先ほど答弁の中でありましたように、生活援助、軽度生活援助についてということで伺いたいと思います。

この西郷村の軽度生活援助についての捉え方に、私は今回、また要綱なりを眺めていまして思うのは、あくまでも申請主義ではないかというふうに思うんです。要するに、本人から申請があれば訪問介護員を派遣するという内容です。ここに私はまず一つの問題があるんじゃないかと思うんです。これは、あくまでもプライバシーという問題もございます。しかしながら、今の高齢者の方というのは、非常に遠慮される。さっき言いましたように、外出するにしても、自分の子どもに対しても、やはり負担をかけたくないから、病院に行くから乗せていってくれということと言えない人が多いんです。ですから、まして第三者に対して生活援助をしてくださいという言葉をや

かなか私は発しづらいと思うんです。

そういった中で、いわゆる人というのは年を重ねていくと、だんだん物事に対して意欲が低下してくるというふうに私は理解をしております。そういった中で、特に家の中で、身の回りのものが片付けづらくなっていく、片付けなくなっていく、そして食事に対しても意欲をだんだん失っていく。ですから、食事の準備、買い物などに出かけることに対しても意欲が低下してきている。こういった状況の中で、いわゆる家の中が片付かないことによって、物につまずいて転倒してしまう、骨折してしまう、それによって介護状態に陥ってしまう。

食事を、買い物に行くのが大変だから簡素化しましょう、あるもので食べましょう、そういった偏った食事になって、栄養が悪化して、いわゆる介護状態に陥ってしまうようなこともある。

ですから、この西郷村軽度生活援助事業実施要綱ですか、この部分も申請主義を見直して、高齢者の方の日常生活に積極的に介入をすべき、このように考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 趣旨はよくわかります。

やっぱり自分で生活をするという、もちろん自信もあって、そしてなるべく人に世話にならないでという気力を持って生きていますので。

ただ、世の中そう簡単ではなくて、病気になったり、あるいは加齢に伴うものも出てきますね。そのときにみずから発するか、あるいは発しなくてそのまま朽ち果てていくのか、あるいはその前にサポートがあって、九死に一生を得るかといった場合も多分あるだろうと思います。

当然、高齢化社会の一番の要諦は、やはり見守りといいますか、そういった状況把握がちゃんとできることであります。

もちろん、申請というのもその中の一部ではありますが、みずからできるうちはみずからやる、できなくなれば誰かがやってくれる、そういったものの組み合わせになるしかありません。なるべくそういった状況が近づかないようにということが一番ありますが、でも、それになっちゃった場合は、なった場合は、やっぱりそれはその段階で、今のような方向が手が差し伸べられる、あるいは見守りがあるといったことが望ましいわけです。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私もまさに同じ考えなんです。

自分でできることは自分でやっていただきたい。しかしながら、年を重ねることによって、運動能力が低下してくる、意欲も低下してくる、それを行政は温かい手を差し伸べるべきだということを申し上げているんです。

それがその申請主義、要するに申し込みをしなければ手を差し伸べない、ここの姿勢に問題があるんじゃないんですかというふうに思うんです。

先ほどの答弁の中でも、包括支援というお話がありました。要するに、包み込むよ

うな形で、その方が何を今望むのか、何を必要としているのか、そのことを先に行政は手を入れていくべきではないかと。

しかしながら、本人の状況も確認をしながら、ここまではじゃあ手を入れましょう、ここから先は自分でやっていただきましょう、そういう具体的な策を講じるべきではないかということで、いわゆる申請主義をやめて、本当に行政が介入していく、その高齢者の方のところに、生活の中に入り込んでいく、そういう策を講じるべきではないかと考えますけど、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） みずから生活できなくなって、そして支援が必要だといった場合の手續が煩雑で難しくて、例えばこの申請だからみずからなんていうことがあって、出ていくのであればそれは本末転倒な話ですね。

やはり、この申請というより代理申請でもこういうものはできるというふうに思います。

したがって、そういった状況が察知できる、あるいは連絡体制がうまくいく、そういうことが先ではないかというふうに思います。

ただ、申請といったことが過大にサービスを受けにくくなっているということが、相当程度あるのであれば、お尋ねのように見直しといいますか、やり方を変えていく必要があるというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 村長と私の根本的な違い、見ている場所が違うと思います。

私は、高齢者の立場に立って、転ばぬ先のつえの状態、行政は手を入れていく必要があるんじゃないんですか。ただし、必要以上に入れる必要は、今のところはまだ、本人の状況に合わせて入れていくべきだという考えなんです。

代理申請と今、村長は答弁されましたけれども、いわゆる高齢者の方は、遠慮される方が多いと先ほどから申し上げましたよね。例えば都市部の方ですとそうでもないのかもしれないけれども、郡部のほうへ行けば行くほど、やはり人様に迷惑をかけるわけにいかないんだということで、必要以上に頑張ってしまう、それが悪化させる原因にもなっていることもあるんです。

ですから、見る場所をちょっと角度を変えていただいて、いわゆる今の村の申請主義を、方向を少し直すべきだと、このことを伺っているんですけどいかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） さっき民生委員の話でありましたですね。いろいろ情報把握できるもの、役場だけでは多分できないと思います。いろんな人のお力をかりて情報が集まる、そうしたときに、今の手遅れにならないようにといったことが働くというふうになればいいと思います。

ただ、この役場だけで全部できるのかということになりますと、今の手続上の問題がありますので、その手続自体が、申請しにくいとか、いろんなバリアになってくる

ということは本末転倒だというふうに思いますので、そういった実態等を見ながら勘案してまいりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま、民生委員の活用ということで、さきの質問者の答弁の中でも民生委員の方が地区を回っている、民生委員の方をフル活用して対応するのが一番だということをお答えになっていきますけれども、そのシステムをさらにもっと具体的に構築する必要があるというふうに考えます。それが、構築されていないということで、いわゆる私から見れば申請主義が強く見えてしまうところなんです。そこはやはり強く改善を求めるところであります。

先ほど来から、いろいろ話の中で、高齢者に対してさまざまな社会参加を促す、自分で自助をしていただくということのお話も出ていきますけれども、そのために、ではいわゆる高齢者と言われる方が、参加できる場所の提供、そして環境の整備もこれは必要だというふうに考えます。

これを生かすためにも、現役時代の経験を生かせる活動や仕事ができる場所、趣味や新たなチャレンジをする活動の場所、健康づくりのための運動教室、ボランティア活動の場、地域の人たちと交流できるような交流サロンなどなどいろいろあります。

あと、本日一番最初の佐藤議員の質問にもあったように、カラオケ教室とか、本当に具体的な楽しみの部分のそういう場所を、もっともっと村は構築していくべきではないかというふうに考えます。

これをつくるに当たっても、やはり移動手段の問題等がございます。

こういう場所をつくるに当たって、行政区単位で整備するもの、さらには小学校の学区の単位で整備するもの、あと現在、村が実施している緊急通報サービスなどでは、行政区の中の一つの集落、隣組の中での単位に及ぶものもございます。このような単位の中で、いわゆる高齢者の方がみずから進んで参加できるようなシステムを、場所をつくるべきではないかというふうに考えます。そしてさらには、地域での互助、共助が行えるような、そういった環境整備も、村はやはり今すべきではないかというふうに考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 新年度予算、それから平成26年度事業において、今の部分はやっております。それで、前にも申しましたね、やっぱり長野が先行しております、今の部分については。それで、長野も非常に緻密であったり、あるいは計画を、PPKの運動をやっていく展開の、まず基本の計画というのはどういうものかと見ますと、総合計画です。言ったとおり、全般に及ぶわけでありまして。西郷村の村民のライフスタイルまでいくわけです。

おっしゃったとおり、どうやって生きがいと、あるいは趣味でも何でも、年齢に合った運動、社会進出、そういったものがどういった部分で、これは十人十色でありますので、今言われたやつ全部該当いたします、その策とか何かの計画にも同じことが書いてあります。やはりそれをどうなし得ていくかです。

政策的に全体で取り込むもの、あるいは行政区単位、あるいは学校区、ありますね。人はやっぱり行動範囲が違いますので、それはそれで対応していく必要があるだろうと思います。

それで、究極はやはり健康の保持です。食べ物と運動と、それから生きがいと、先ほど笑いと申し上げました。こういったことがずっと引っ張れば、なるべくお医者様の、あるいは施設のお世話になる時間を短くすることができるということがありますので、ご提言のほうのお答えにつきましては、逐次対応してまいります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいまの村長の答弁の中で、新年度予算で対応していくんだというお答えでしたけれども、新年度予算の中で、具体的にどの部分で対応されるのか、そこをお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） PPKの計画は壮大です。それで、去年からいろいろデータをとって、検討しております。入り口論は健康保持、あるいは食生活、運動それから生きがいあるいは笑い、長野県の計画を読んでいますとそういうことが書いてあります。この前、首都大学東京の星旦二先生のお話をお聞きして、全く同感でありますということでありました。

そうしますと、どのように健康を保持しながら、今の生きがいまでいけるのかということとは、逐次計画を練り上げていきます。

ただ、今のところは放射能の除染に相当数人数を食われております。そっちのほうを早く終わらせる、同時に計画を詰めながらということを示しております。

もちろん、この健康元気教室ですね、これは福島県立医科大学、あるいは京都大学、いろんなサポートがあったりします。そういったことをベースとして計画のより具体性を出して行って、そしてこの教室あるいはサロン、こういったものの充実を図っていく予定でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 答弁を聞いていて思ったのは、今年度、平成27年度予算の中の、からだの教室の予算のことかなと思って今聞いていたんですけども、私が言ったのは、現役時代の仕事をしたことを生かせるようなところは、趣味とか新たなチャレンジをする場所、運動教室とかボランティアの活動とか、また地域の方と交流ができるサロン、そういったふれあいサロンみたいな、そういうものが予算の中に計上されているというふうに理解したんですけども。

健康推進課長、予算に組み込まれているんですか。

からだの教室に関しては、今議会が始まってから資料請求をして、予算の内訳明細を見たんですけども、私の目から見るとは、さきに私が言ったボランティア活動の場とか、サロンの予算とかというふうにはとれなかった。そういうふうに予算組んであるんですか。健康推進課長、お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） 今言われた予算の関係なんですけれども、村長のほうから話が出たのは多分、健康増進のほうの部分でのお話で、重複はしているんですが、高齢者福祉施策としても、介護予防とかは、一次予防、二次予防ともに、それは予算化を従前からしております。

ただ、地域のサロンですが、今のところ4地区ぐらいの行政区でやられているようですが、これについては積極的な予算化をしているところではございません。

それで、先ほどからご指摘ありました申請主義の件でございますが、窓口としては、既に準備をして、西郷村の福祉トータルサポートセンターということで、総合窓口化を図っておりますし、申請主義という形ではなくて、高齢者の実態調査から見えた要支援者、この人に積極的なアセスメントを行って、その中で、村のほうが必要支援者、生活支援者を捉えていって、それらの人に必要なサービスを提供していくためのコーディネーター、そういうものを配置して、これから具体的に地域にもっと入っていくということです。何も無いということではなくて、その辺のところは平成24年度につくりました要生活支援者の生活支援計画書ですか、これに基づいて実施していきます。

これによって、福祉と介護とそれを一体的な運営ができるように戸別訪問をしながら準備のほうのサイドに立って考えていきたいというふうなことで走り出しておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 何となく理解できました。

それで、先ほどの村長の答弁の中で、放射能の除染のほうに今、特化しているということで、なかなか職員も大変だと、職員の数も少ない中でのそういう事業だということで、理解をする部分はございます。

ですから、何でもかんでも私、役場の職員にやれというわけではないんです。

こういった今、先ほど私言っていることを支援してくれるボランティアの人をまず養成しましょうよと。あとは地域の人たちにも、もっともっとお願いをして参加していただきましょうと。

そしてさらには、民間企業の育成も必要ではないかと思うんです。これは民間企業という言葉が変なんですけれども、地域密着している、そういう会社をお願いをして協力をしていただく。それによって、今、村長も答弁ありました。健康推進課長からもあったように、トータルサポートということでサポートしていく、そういうシステムを構築すべきではないかと考えますけれどもいかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 昔からそういうふうになっていましたね。やっぱりご隠居さんがいて、いろんな話をしながらということで、助け合いをしていたわけです。

ただ、核家族化と、それから職業の変化によって、同じ場所にいられない、結局高齢者世帯が増えているという状況にありますので、素地はあると思います、私は。

ただ、規模的に、あるいは時間的にもっと密にやっていかなければならないというのは同じ考えでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 昔からそうになっていたということなんですけれども、いつの昔かということなんです。今はその昔ではないんです。もう崩れちゃっていると私は思うんです。

ですから、ばらばらになってきている部分があるので、今、ここでもう一度構築をして、昔のよさ、そして現在のいろいろな技術を活用しながら、そして今、課長が言われたように、トータルサポートをきちんとしていきたいと思います、それがいわゆる村民の方の福祉につながる、健康につながる、喜びにつながっていく、それがやがて介護保険の保険料とかにはね返りするのを抑えるということができるというふうに思うんです。

ですから、昔からそうなっているのではなくて、今、新たにもう一度構築すべきだというふうに考えます。

あとは、高齢者の方というのは、特に体調の変化を起こしやすいというふうに私は理解をします。

ですから、今、自助・共助の話をしました。村がさらに今後必要なこととしては、さらなる公助として、専門員の育成、これは先ほど課長の答弁の中にコーディネーターを配置して、地区に派遣していくんだということで理解をする部分でございます。

そしてさらには、病院や老人保健施設、特別養護老人ホームなどの施設整備も、これもやはり必要になってくるというふうに考えます。これらについてもやはりもうこの時点で具体的な計画をつくって、さらに前に進めていくべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 新年度から住所地特例がうまくいったりという情報があります。

高齢化が進んで、待機者といえますか、なかなか自宅は生活にたえないといった場合はということで、施設が必要になってきます。そうした場合には、保険料は納めていても、なかなか入れないという実態がありますので、もちろんこれは、ハイリスク・ハイリターンになります。そういった施設をどんどんつくっていくというふうになりますと、介護保険料は上がります。上げないでできる方法を考えながらつくっていくと、これが目標でありますので、なるべく施設の整備は早く進めていきたい。

なおかつ今の目標は、年金だけで入れるかどうかという問題がありますので、そういったものを考えながら、事業者あるいは財源等を考えて、いち早く設置の方向で考えていくというふうにしております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 確かにそうですね。施設をつくれればつくるほど保険料への跳ね返りも考えられるわけですね。ですから施設を要らないような形で進めていくということが必要である、しかしながら、やはり最終的にはどうしても施設というふうな

ものは必要になってくる。この矛盾をいかにクリアしていくかということが、今後の大きな課題かなというふうに思います。

そういった中で、次の質問に入っていきたいと思います。

次は介護予防事業への取り組みについてということなんですけれども、実際、今の話は、介護予防の内容なのかなというふうに思います。さらに具体的に村が今実施している内容についてお示しをしていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

介護予防事業の取り組みでございますが、介護予防の事業としては大別して2つありまして、元気高齢者を対象にする一次介護予防事業と、要支援等の状態に陥るおそれがあるということで二次介護予防事業を実施しております。

現在、一次介護予防事業の実施状況としては、これは地区とかでやっているんですが、一の又ほか4地区で、一の又が13回、熊倉が10回、鶴生が22回、上新田が21回です。人数的には一の又が16名、熊倉11名、鶴生が15名、上新田が20名でございます。

それから、別にお元気教室というふうな名のもとに、お医者さんのほうの運動教室を行っているものがあります。これにつきましては、いわしなクリニックで36回、人数が22名、延べ人数170名と、あともう一つ、かねこクリニックで36回、人数が14人の述べ92名というものでございます。

以上が一次介護予防事業です。

それから、二次介護予防事業としては、リスクのある高齢者の方ですが、いきいき教室というふうなネーミングのもとにエグナスというスイミングスクールで行っているところで21回、実人数22名、延べ115名、それから、いわしなクリニックで12回、実人数6回述べ52名というような状況です。

それから、地域サロンは先ほど言いましたが4か所です。折口原、大平、川谷、虫笠のいきいきサロンとして、これは村のほうの主体ではなくて、これは社会福祉協議会のほうで行っている事業でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま、一次介護予防、二次介護予防の取り組みについて説明いただいたんですけれども、先ほど来から、ずっと予防のほうに話が入っているんで、ここで1点だけ申し上げたいのは、今のこの西郷村の内容を見ていると、いわゆる村の福祉課、健康推進課、生涯学習課で実施する事業、あとはその社会福祉協議会に委託をしている事業というふうな、縦割りの行政にしか見えない。これをやはり担当課である健康推進課のほうで統括をして、うまく連携を図っていくべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

今、福祉課とか健康推進課の中でも、係ごとにいろんな部分での取り組みがされていますし、目的別ということで、障認は障認、社会福祉は社会福祉、高齢福祉は高齢福祉みたいな感じできているのは確かでございます。

ただ、それを総合的にと言われても、とりあえずは、その高齢者のところで質問があれば、高齢者福祉のほうの部分でのお話を申し上げているわけでございます。

先ほど来、高齢者の方が住み慣れた地域で生活できるようにということの部分がありました。確かに今向かっているのは、国もそういうふうな方向で、平成18年から地域包括ケアシステムの構築と、これに向けて向かっております。

中身は先ほど来、いろんな出てきた部分を総括的に提供していく地域をつくろうということです。その中身としては、在宅医療であって介護、介護予防、生活支援、住まい災害支援まで一貫したものを提供できる地域づくりを進めると。それで、住み慣れたところで完結型の地域社会をつくっていくことによって、そこで長く住み続けられるというようなところに向かっております。

それは、ソフトもハードも両方必要になってきます。これは、基本的には高齢者の福祉トータルサポートになるわけですが、福祉トータルサポートとしては、それは拡大していったら、それが障害者であったり、子育てであったり、そういうふうな部分までは当然拡大できると思います。

ただその、健康増進というふうな部分での先ほど村長から答弁がありましたところの、PPKですか、ピンピンキラリと言いましたけれども、その部分についてはやはり角度が若干異なるんで、その部分はまた健康増進という形で、小さいときから、おぎゃあと生まれる前から必要になる施策ですので、その部分を一課で全てが賄えるということは、なかなか難しいかと思えます。

ただし、おっしゃるように、どこかで総合的にそれを取り組むことができるということであれば、それにこしたことはないというふうに担当課長としては、一課長としてはそう思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま、課長からお答えがあったんですけども、私も以前からそのことについては同じ考えだったです。

結局、生まれる前からという、妊婦さんの健診の部分から、本当にその方が亡くなるまで、ずっと村は見守り続けるべきだというふうに思うんですよ。それをやったのが、時々ここでお話をしますけれども、岩手県旧沢内村がそうだったんです。そういうシステムを構築すべきだというふうに思うんです。それを統括していくというかな、事業はそれぞれの課で担当されてもいいと思うんです。

しかしながら、1か所でそれを集中して見ていける、その方1人をずっと見ていけるといえばいいのかな、そういうことを構築すべきだと思うんですよ。

今、課長がそういうふうにお答えになりましたので、そのようにさらに続けていっ

ていただきたいと思うんですけども、時間がちょっとありませんので、村長、そのことは肝に銘じていただいております。

続きまして、質問の2点目のほうに入りたいと思います。

質問の2点目としまして、防災行政についてということで、防災行政について伺いたいと思います。

東日本大震災が発生して、明日で4年目というふうになるわけでありまして。

突然に発生する災害について、絶えず備えが必要だということは、誰しもがわかっているものであります。

しかしながら、私自身もそうですけれども、いわゆるこの4年という時間が経過していく中で、あのときの記憶がだんだん薄れていってしまうということも事実であるなというふうに確認をしております。

これまでも、何度もこの場において、防災関連について取り上げをしてきたわけですが、今回特に、災害時に配慮が必要だと言われるお年寄りの方、障害者の方、乳幼児等の避難生活に対応できる福祉避難所の指定と設置について、今回伺いたいなというふうに思います。

災害が発生したときに、よく指定されて避難所となるのが、小・中学校の体育館、そして、西郷村においては文化センターや各地区の集会施設が活用されています。

しかしながら、以前にも指摘をしましたように、大きな空間に多くの人が集まるといことで、プライバシーの問題などが発生しますよということを指摘してきました。特に、災害弱者と言われる方たちの生活環境や支援内容が適切に行われないうことにより、体調が悪化されるという方も起きています。これらに対応するためには、やはり災害弱者と言われる方たちのために対応できる避難所が必要だというふうに考えるわけでありまして。

この西郷村において、福祉避難所の指定というものはされているのかどうか、まず伺いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 12番上田議員のご質問にお答えいたします。

福祉避難所ということでございますが、福祉避難所の指定は、平成25年9月27日に那須甲子青少年自然の家、それから社会福祉事業団太陽の国の各施設、厚生センターも含まれます。それから西郷村の社会福祉協議会が入っております高齢者支援センター、その3か所、太陽の国、それぞれ数えますと、11か所を福祉避難所として指定しております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま、那須甲子青少年自然の家から太陽の国、そして高齢者支援センターですか、ここが福祉避難所として指定をされているということで、答弁をいただいたわけですけども、果たしてその場所だけで、本当にいいのかということなんです。というのは、いつもこの場で申し上げるように、平成10年に発生した8・27水害、そして4年前に起きた東日本大震災、ああいったときにいつも私、

この場で言いますように、道路が分断されました、地区が分断されました、そういったときに、この各施設にどうやって行くのかという部分も想定しなければならないと思うんですよ。

これは、災害対策基本法の第8条の2の14とか、あとは2の15あたりで、このことは自治体でちゃんと考えなさいよ、設置しなさいよということは言われていると思うんですけれども、その辺について、担当課ではどのようにお考えになっていますか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

福祉避難所というのは、やはりケアできる人がいないとなかなか大変だということもございます。先ほど言いました施設は、ケアできる介護の方とか、それから自然の家ですと、直接介護という方はおりませんが、大きな施設ですので、避難者が集まったときには、国等からそういった人材を派遣してもらえとか、そういうこともございますので、人とセットになって考えていかなくちやならないと思います。

それで、今、議員のほうからおっしゃられた、交通手段、道路等が寸断されたら、そういった場合、各地区に必要なんじゃないかというお話であるかと思いますが、その人の部分ですね、それを今後、例えば近くにいる介護施設に勤めている方とか、状況によってさまざまになるかと思いますが、そういったことも検討しながら、ほかの施設については考慮してまいりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） なかなか難しい問題があるなというのは理解をしております。

しかしながら、厚生労働省が出している福祉避難所設置運営に関するガイドラインというのがございますよね。これは、もう総務課でも見られていると思うんですけれども、この中で、福祉避難所の指定については、小学校区に1つが基本だということを示されている、これは設置しなさいではないんです。目標として望ましいということと書かれています。ですから先ほど言ったように、もうちょっと細かく指定をして設置をすべきではないかというふう考えます。

このことについて、どのようにお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、地理的な条件、学区単位等ありますので、その地区地区によって必要ということは当然考えなければならないことと思っております。

それで、今現在、自然の家はかなり遠いところになりますので、現在としては、高齢者センター等、それから太陽の国ということになるんですが、そうすると、米地区、それから羽太地区ですか、そちらが手薄という状況でもありますので、そこに関しましては、検討して対処していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 4年前の出来事を思い出していただきたいなと思うんです。条

件はちょっと違いますけれども、あの震災の後に、雪が降ったときに、那須甲子青少年自然の家に行ってくださいと言われた方、相双地区のほうの方かな、雪道が怖くて運転できないという方がいらっしやいましたよね。この西郷村においても、今名前が出た米地区と川谷地区では雪の量が全然違う、そうなってくると、やはり米地区の方が太陽の国のほうまで行ってくださいと言われても、万が一、雪があったときに運転に支障を来すような場合も出てくる、こういったことも考えて、これはやはり早急に指定していくべきではないかというふうに考えます。

それと、またお金の絡みになってきますけれども、指定した場合に、やはり高齢者、乳幼児、障害者の方ということなものですから、バリアフリー化も当然必要だというふうに考えます。多目的トイレ、段差の解消、手すりの取り付け、シャワールーム、こういったものもやはり改善すべきだなというふうに思います。

それと先ほど、課長の答弁にありましたように、要援護者が、必要な支援が受けられる体制の整備ということで、いわゆる支援する方の、人の育成も必要だなというふうに思います。

これはやはり、いつ起きてもいいように、絶えず体制を組めるような、班編成をするような、そういう取り組みを、村としてはすべきだというふうに考えています。そういう備えがあつてこそ、突然やってくる災害に十分に対応できるのではないかと考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

もちろんおっしゃるとおり、体制の整備、遅れておりますが、進めていかなければならないとは思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 4年前には、それなりに保健師の方が中心になったり、役場の職員の方が中心になったり、それぞれの支援活動ができたというふうに理解をしているんです。

ですから、記憶がまだ新しいうちに問題をもう一度洗いざらい出して、改善すべきは改善して、そういう班編成をしていく必要があるというふうに考えます。

それと、さまざまな問題が出てくると思うんです。要支援者が必要な支援が受けられる体制の中で、いろいろな相談事とか出てくると思います。その相談窓口の設置もあわせて考えていく必要があると思いますけれども、その点について伺います。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

4年前のとき、確かに一番大きな施設として那須甲子青少年自然の家ということで、あのときちょうど雪が積もっていたということで、若干避難される方もトラブルがあつて、車がちょっと路肩に入ってしまったたり、それから自然の家の入り口がわからないということで、役場のほうでも案内したりした状況ですが、それらの経験も生かし

まして、村内の避難の場合はどうなのか、村外から来た場合の避難はどうなのか、その辺も検討しながら、今年、災害から5年目になりますので、いろんな資料もまとめろという村長のほうからの指令も出ておりますので、その辺も検討してみたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 検討していくということで、理解をしたいと思います。このことについてもいつも言っていますけれども、災害発生時に対応するための生活用品、非常用食料、飲料水等の備蓄の状況と、管理状況についてということで、何度もこの場で申し上げております。

これに関しても今、村はどのような取り組みをされているのかお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

前回9月の質問だったかと思いますが、そのときと備蓄の状況というのは変わっておりません。それで、備蓄に関しましては、あのときお答えした状況で、ジャスコとの協定、それから魚市場、青果市場との協定で、備蓄の部分を賄っていききたいという答えをしたかと思いますが、今、その状況は変わっておりませんが、今年度予算的にも若干きつい状況もございまして、備蓄等当初より要求はしておりませんでした。どれくらいの備蓄が必要なのか、それを計画的にやってみる必要があるんじゃないかという意見をいただいたかと思うんですけれども、備蓄も家庭での備蓄、それから先ほど言いました外の企業等の方をお願いして賄う部分、それからそれ以降になりますと、支援物資で届く部分の3つがあるかと思うんですが、家庭でどれくらいの備蓄があるのか、その基礎資料がないと、どれくらいの災害を想定するかによって違ってまいりますけれども、また災害の種類によっても違いますけれども、家庭での備蓄の状況、できれば今年度予算のかからない状況で調査してみて、新年度ですね、それで調査したいと、今考えているところです。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 時間がなくなってきましたので、これで終わりにしたいなと思うんですけれども、予算がきつい状況にあって、なかなか対応が難しいと、それで昨年度9月のときにもお話ししたとおりですということで、ジャスコと言われましたけれども、イオンですよ、これ。イオンと各青果市場とかにお願いをして対応していきたいと。

ただ私、いつも心配するのは、災害というのは広域で発生した場合に、こういった対応がし切れない部分があるんじゃないかということもいつも心配するんです。そういった中で、今、課長が答弁されたように、家庭での備蓄状況ということで調査したいということだったんですけれども、これもやはり、もっと早急に対応すべきだというふうに思います。

先ほど言いましたように、自助・共助の部分で、自分でも努力してもらう必要があ

ると思います。

ですから、各家庭にお願いをして、災害の救援、非常食とか飲料水とかある程度確保してくださいよと、それで予想規模を上回って、その家庭で備蓄しているものがなくなった場合に村が対応する、万が一、備蓄するのを忘れていた方のために行政が対応する、そういう形も1つの方法かと思います。

そういったことをさらに検討して進めていってほしいなというふうに思います。

時間がないので、次の質問に入りたいと思います。

除染業務委託契約についてということで、これも昨年の9月の定例会に質問しました。この賃金未払いの問題ということで質問したわけですけども、これは議会の中で明らかにした内容なものですから、これもやはり議会の中できちんと報告があってしかるべきかと思います。結果がないにしても、中間報告でもやはりすべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 下請の給与不払いの件について質問がありました。その後の結果でございますのでご説明いたします。

給与不払いが3件あったと、解決していないと、どうなっているのかということですが、3件のうち1件は発生直後に解決いたしました。他の2件につきましては、共通の下請事業者であり、作業事業者との間において、本件の解決を図るための裁判に向けた手続を進行させているという状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 1件は解決をして、残り2件が裁判による判断ということで理解をしたいと思います。

しかしながら、除染の業務を委託された側、いわゆる業者さんのほうですよね、業者さんのほうにもやはりそういった面でいろいろ影響が出る可能性もあります。ですから、こういうことが起こらないように、村は十分に注意すべきだったというふうに考えるわけであります。

裁判の方向に入っているということであれば、ここでこれ以上申し上げることは差し控えたいと思います。

次の質問の中で、福島県除染作業共通仕様書に対する村の考え方を伺いますということで、これも前回取り上げたんですけども、ちょっと質問の内容が不十分だったものですから、福島県除染作業共通仕様書というものが環境省福島県生活環境部というところから出されています。この共通仕様書に基づいて除染業務を行うと。9月でも申しあげましたように、業務委託において下請はないんだということを私、申しあげましたよね。

しかしながら、この共通仕様書の中では下請は認めますよと。それに伴って福島県元請・下請関係適正化指導要綱、この要綱を準拠することというふうになっていますよね。このことがきちんとされないから、こういう問題が発生したんじゃないかと思うんですけども、その辺いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○参事兼放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

ただいま、12番上田議員のご指摘のように、当初の作業員の数とか、そういうものを集めるために、下請の選定について適正化指導要綱の中に、第4として下請の選定ということがございます。

この中で、下請に関しては施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働管理の状況、労働福祉の状況、下請との取引状況、総合的に勘案して優秀なものを選定しなさいということがうたわれております。

その中には、13項目の改正条文がありますが、発注者側としてはやはり、取引先企業に対する代金の不払いを起こすおそれがないことということで、元請に対しては、こういった村としても多少の不手際がありましたことは認めます。ですから、元請に関してもこれらの要綱を遵守して、今までも賃金の不払いがあつてからはこういったものを遵守して適正に対応するように指導してまいったところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 要するにこの除染というのは、今まで村が経験したことのないことですよね。ですから、この部分をもっと慎重に進めてほしかったなというふうに思うところです。

これは、きちんと真に受け止めて、この要綱に基づいて、やはり今残っている問題に関しても、これから発生しないように、十分に担当課は注意をすべきだというふうに申し上げて質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日3月11日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後3時17分）